

# 国際貿易不均衡と我が国の輸入拡大政策

安 田 信 之 助

## 目 次

はじめに

1. 貿易摩擦と我が国の貿易動向
2. 我が国の輸入拡大政策
3. 我が国の輸入拡大政策と輸入促進地域

おわりに

## はじめに

米国政府は2月14日に発表した大統領経済報告の中で<sup>(1)</sup>、日本企業の系列取引、不十分な独占禁止政策、官僚支配といった日本市場の特殊性が外国製品の輸入を拒んでいるという日本特殊論を全面的に展開している。この大統領経済報告は、年初に議会に報告する政府の経済見通しで、クリントン政権下では初めての提出となっている。日本市場の問題は、米国の貿易政策のところで触れており、外国製品が日本市場に参入しにくい理由として、企業グループ内の系列取引が異常に多いこと、外国からの直接投資が制限されていること、独占禁止政策が不十分であること、知的所有権法が不十分であること、市場への官僚支配が強いことなどを例示している。

具体的には、日本の取り引き形態は他の先進国と異なっており、外国企業の日本市場でのシェアは異常に低く（第1表参照）、企業グループ内取り引きのシェアが特に高いことが指摘されている。企業グループ内取り引きについては、親会社が輸出入の両方を支配している点で日本は異

第1表 米政府が問題視する外国勢シェアの比較

	日 本	米 国	ドイツ	フランス
▼工業製品輸入シェア（90年）	6%	15%	15%	14%
▼外国車ディーラー比率（90年）	1%未満	85%		
▼外国企業売上高シェア（86年）	1%	10%	18%	27%
	政府部門		民間部門	
▼日本での外国製大型汎用電算機シェア（90年）	6%		41%	

注：日米包括経済協議準備会合の米代表団筋による。工業製品輸入シェアは工業製品の国内全消費額に占める輸入品の割合、外国車ディーラーシェアは国内自動車ディーラー総数に占める外国車取り扱いディーラー数の割合、外国企業売上高シェアは企業総売上高に対する外国企業売上高の割合  
出所：『日本経済新聞』1993年7月17日

常であると強調している。これは巨大な商社や系列取引引きが日本の取引で重要な役割をもっている結果で、このような取引形態が日本の国内市場の競争を不完全にしていると論じている。また、日本の国内産業に対する支援策としては、政府調達での優先措置、生産者カルテルの設置、独占禁止法のあいまいな適用などが指摘されている。

さらに対外的には、保護貿易的な措置や海外からの直接投資への規制、ハイテク技術輸出への規制などが指摘され、輸入の拡大を抑えていると非難されている構造障壁には官僚機構による製品の安全性管理、緩やかな競争政策、知的所有権の保護の不足、国内企業に有利な政府調達手続きなどが挙げられている。

報告書はまた、日本があらゆる貿易障壁を除去すれば、米国の日本向け輸出は初期には年間90億ドルから180億ドル程度増加するとの分析もしている。しかし、貿易自由化には長い時間がかかるため、自由化とともにマクロ面での調整も貿易収支を変える上で重要であることが強調されている。

さらに、日米包括経済協議の開始に関する合意では（第2表参照）、市場開放度の評価は一連の客観基準、量的あるいは質的、または両方の基準に基づくことを主張している。この意味で交渉は結果指向であり、実態のある進展が必要な点で両政府が合意していることを指摘している。客観的な基準をつくることによって、市場開放の進展状況が確認できるとし、交渉当事者がどの分野の問題が解決したかをチェックでき、進展が見られない分野に焦点を絞ることもできるようになると強調している。

しかしながら、特定製品やサービスの日本への輸入額や日本市場シェアについて「数値目標」を設定することは、管理貿易につながる危険な手段であるだけに、我が国としては断固反対を貫くべきであろう<sup>(2)</sup>。

ここではまず、貿易摩擦と我が国の貿易動向について分析し、次いで我が国の輸入拡大政策について論じ、最後に我が国の輸入拡大政策と輸入促進地域について考察する。

第2表 日米包括経済協議に関する合意の骨子

▽基本目的
○日本は経常黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成
○米国は財政赤字を相当程度削減、国内貯蓄を奨励
▽分野別、構造面の協議
○政府調達、規制緩和、自動車を含む個別分野、経済的調和、既存合意の実施の5分野
○特に政府調達、保険、自動車の3項目を優先協議
▽協議
○年2回の首脳会議と次官級会合を開催
○個別分野に客観基準を設け、各会談・会合で報告、評価
○95年秋まで実施

### 1. 貿易摩擦と我が国の貿易動向

大蔵省が2月7日に発表した1993年の国際収支状況（速報）によると、海外との物やサービスの取り引き状況を示す経常収支の黒字は、前年比11.7%増の1,313億5,000万ドルと3年連続の増加となり、前年に記録した過去最高額を更新した。貿易収支の黒字額も同6.9%増の1,414億2,900万ドルとなり、過去最高を記録した（第1図及び第3表参照）。

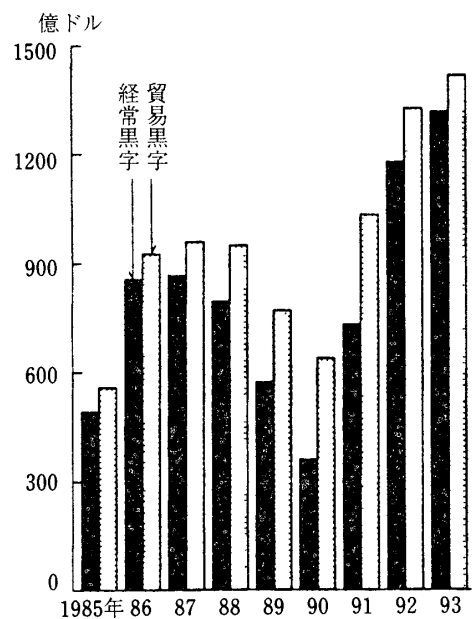
貿易収支の内訳を見ると、93年の輸出額は前年比6.2%増の3,512億7,900万ドル、輸出数量は同0.5%の減少だったが、昨年2月以降の急激な円高に対応して、輸出企業がドル立ての輸出価格を引き上げた結果、金額は増加した。品目別に見ると、半導体や船舶、自動車部品などが好調だった反面、自動車が同3.5%減と落ち込んだ。

輸入額は同5.7%増の2,098億5,000万ドルで木材や衣類などが大幅に増えたが、原油価格の下落で石油製品や原油などは大きく落ち込んだ。これに対し海外旅行の収支や海外投資に伴う収益状況などを示す貿易外収支の赤字額は前年に比べ61.6%減と大幅に縮小した。伸び悩んでいた海外旅行者数が1993年秋以降持ち直したことから旅行収支の赤字額は232億ドルとほぼ前年並みだったが、海外投資残高が増え、投資収益の黒字額が前年比14.1%増の413億ドルとなった（第2図参照）ことが貿易外収支の赤字縮小につながった。

また、貿易の動向を主要な地域別に見ると、米国とアジア向けの輸出額は依然として増加傾向が続き、減少しているのは欧州だけの状態である。これは欧州各国の景気低迷が長引いていることを反映したものとみられるが、最近になって欧州では景気が底を打つ気配が出ている。このため、欧州向けの輸出が減少する要因もそろそろなくなってきている。さらに、アジア向けの輸出については、今後も増加することが見込まれており、黒字の拡大が予想されている。

過去20年間の日本の経常収支の推移を見ると、80年代前半と90年代に入ってから二つの期間に黒字が拡

第1図 経常黒字と貿易黒字の推移



出所：大蔵省

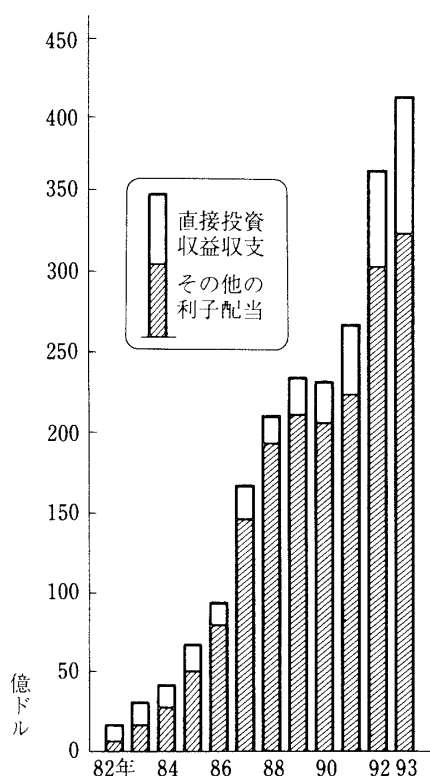
第3表 93年の国際収支

(単位百万ドル, ▼は赤字カッコ内は92年)

総合収支	38,426	( 71,602)
経常収支	131,350	( 117,551)
貿易収支	141,429	( 132,348)
	▼ 3,887	(▼10,112)
	▼ 6,192	(▼ 4,685)
長期資本収支	▼78,091	(▼28,459)
短期資本収支	▼14,617	(▼ 7,039)
誤差脱漏	▼ 216	(▼10,451)

出所：第1図に同じ

第2図 投資収益収支の黒字



出所：第1図に同じ

大しているのが特徴である。80年代前半の黒字拡大局面は、当時の世界的な景気低迷や円安に対応して、日本企業が海外に輸出攻勢をかけたことが背景にあった。この結果、86年度には経常収支の黒字額は941億ドルに拡大、対GDP比率も4.4%にまで上昇した。しかし、85年の貿易不均衡是正のためのプラザ合意を受けて、円高ドル安が進行、日本の経常黒字は輸出数量の減少などで87年度から縮小しはじめた。この過程で米国の経常収支の赤字も87年の1,673億ドルを境に縮小に向かったのである。

80年代前半に膨張した日本の経常黒字がその後減少に転じた背景には、86年4月にまとめた「前川リポート」<sup>(3)</sup>に示されたような民間活力の活用や規制の緩和、さらに金融緩和によるバブルの発生などで、内需が急速に拡大したことがある。さらに、輸出企業の海外現地生産が急速に展開したし、従来低水準だった原油価格が値を戻し、輸入額を膨らませたなどの要因があった。これに対して現在は、

原油価格は安定し企業もバブル崩壊の影響による体力の低下で、海外設備投資には慎重となっている。

我が国の膨大な経常黒字に対して米国は、対国内総生産（GDP）比率を政策の目標にするよう要求している。この比率を算出する際の分母にあたる名目GDPは、国民総生産（GNP）から、海外からの送金や海外に進出した日本企業が得た利子、配当などを差し引いたもので、GNPよりも国内経済活動の実態をより正確に示す指標である。米国は経常収支の黒字額がこの名目GDPで割って産出した比率について、日本がこれから4、5年のうちに1～2%台に下げよう要求している。

ちなみに92年度の日本の経常黒字の対GDP比は、3.4%だった。91年度から日本の経常収支の黒字幅が拡大し、90年度と比べ、92年度はこの比率が2.3%上昇した。日本経済研究センターの予測によると、93年度の名目GDPは4兆4,936億ドル、経常収支の黒字額は1,580億ドルとなっている。これから計算すると、名目GDPに対する経常収支の黒字額の比率は、3.5%となる。これは92年度と比べると0.1ポイント上昇したことになる<sup>(4)</sup>。

穏やかな景気回復軌道に入っている米国は、94年に入っても貿易赤字の拡大が続いている。我が国の前述のような大きな貿易黒字の原因には、①短期的要因、②循環的要因、③構造的要因の三つがある。短期的要因は、円高に伴って円建てで契約された輸出のドル換算が自動的に膨

張し、また企業が収入維持のため、ドル建て輸出価格を引き上げる結果、ドル建ての黒字が増える現象で、「Jカーブ効果」と呼ばれる。

循環的要因は<sup>(5)</sup>、日本と海外で景気の局面が異なるために生ずる。91年初めから景気が低迷している日本では、輸入が伸び悩んでいる。一方、東南アジアの景気は堅調に推移しており、米国の景気も順調に回復してきているため<sup>(6)</sup>、海外からの日本製品に対する需要が増え、日本の輸出が増加するのである。その結果黒字が増加している。

構造的要因は二つの側面から見ることができる。その一つは黒字の要因を日本の輸出入構造に求めるもので、日本の輸出はほぼ百パーセントが製品類で構成されている。機能や品質など価格以外の点で競争力が非常に強い資本財などの比重が大きくなっており、輸出は比較的增加しやすい。一方、輸入の50%は食料品、原材料、燃料などの一次産品で占められている。これらは製品類に比べて増えにくい。そのため、日本では構造的に輸出が輸入を上回り、貿易収支が黒字になりやすいのである。

構造的要因の第2は、国内貯蓄と投資の差が経常収支に等しくなる関係に<sup>(7)</sup> 基づく。日本では住宅積立、老後への蓄えといった観点から、家計の貯蓄率が高く、政府の社会保障基金も黒字のため、国内貯蓄が投資を上回り、経常収支の黒字が構造的に生ずるのである。

このようにして生じた日本の突出した黒字は、海外から見ると日本の市場開放が十分進んでいない結果という認識にもつながり<sup>(8)</sup>、円相場の上昇を招いたり、外国との貿易摩擦が激化する要因となっている。これが今回の黒字削減要求の背景であるが、黒字を減らすには、まず第1に内需をさらに刺激することが求められる。景気の早期回復を図り、景気回復のペースを加速することができれば、輸入が増え、黒字を減らすことができるからである。

第2に、規制緩和、許認可権の削減、流通機構の簡素化などを通じて市場開放をさらに進めることが必要である（規制緩和については第4表参照）。これは内外価格差を縮小させ、外国製品に対する需要を刺激し、結果として黒字を減らすことが期待できるのである。

日米間の膨大な貿易の不均衡が継続すれば、米国の保護主義的な傾向がさらに強くなることが予想される。三和総合研究所による米国の保護主義度指数によれば、1972年を100とする指数の推移を見ると、繊維・鉄鋼・カラーテレビ・自動車・工作機械・半導体などをめぐり、日米貿易摩擦が激しくなった72年、77年、84年の3回が特に保護主義度指数が高くなっている。90年度以降もその指数は上昇し、92年は過去最高であった84年に次ぐ水準になっている（第3図参照）。

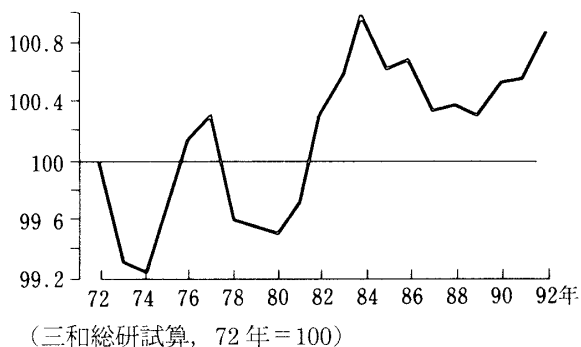
これはダンピングや緊急輸入制限、相殺関税等を発動するための調査開始件数などを合成し、年ごとに指数化したものである（米国の反ダンピング調査開始件数については第4図参照）。指数は右肩上がりの動きを示し、保護主義的な傾向が強まっていることを示している。指数の増減

第4表 規制緩和の検討項目

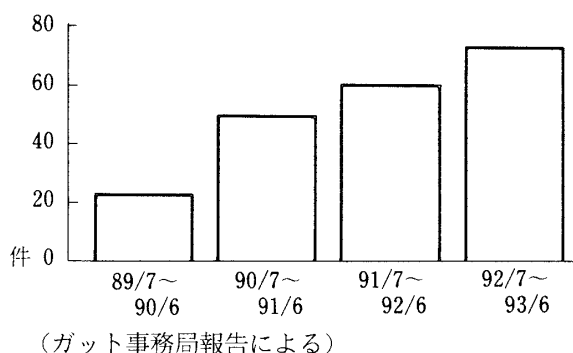
<p>【新規事業の創出・事業拡大等の促進】</p> <p>農住組合の設立区域の拡大（国土、農水、建設）▷ビールの製造免許の最低製造数量基準引き下げ（大蔵）▷分散型電源の設置の電気事業の保安規制の緩和（通産）▷天然ガス自動車スタンド設置の規制基準の緩和（同）▷工場立地法に定める環境施設の定義の見直し等による弾力化（同）▷大型貨物自動車の重量制限等車両諸元の規制基準の緩和（運輸、建設）</p> <p>非インテルサット衛星の利用等衛星通信の利用の拡大（郵政）▷携帯電話機等に関する売切り制の導入（同）▷国境を越えるテレビ放送の受信・発信の実現（同）▷衛星放送事業の有料放送の時間比率制の緩和（同）▷有線テレビ放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和（同）▷ヨット等の小型レーターの操作資格（無線従事者）の緩和（同）▷優良市街地の形成、住宅供給の促進に向けた容積率の緩和制度の適用（建設）</p> <p>【競争促進・価格の弾力化等】</p> <p>◎競争の促進等による流通の効率化 酒類販売業（小売）の免許で、全ての大型小売店舗への開店時免許の付与などの緩和（大蔵）▷自給流通米の地域区分別取引の促進など入札制度の弾力化（農水）▷大店法による大規模小売店舗の営業規制の見直し（通産）▷ガソリンスタンド設置の制限区域数の削減（同）</p> <p>○公共料金の弾力化・多様化等 都市ガス事業の人口需要家向け供給の料金規制、供給地域制限の緩和（通産）▷トラック事業の運賃・料金の届出規制の緩和（運輸）▷タクシー事業の運賃・料金規制の弾力化・多様化、増減車規制の弾力化（同）▷電気通信の試験サービスの料金等の許認可の廃止（郵政）▷音声多重放送等の料金の許可制の届出化（同）</p> <p>○金融の自由化 中長期預金、変動金利預金の導入（大蔵）▷流動性預金（当座預金を除く）の金利自由化（同）</p> <p>○選択機会の拡大・消費者負担の軽減 厚生年金基金の資産運用への投資一任会社の参入機会の拡大（大蔵、厚生）▷自家用乗用車の6カ月点検の義務づけの廃止など自動車検査等の緩和（運輸）</p> <p>【輸入の促進等】</p> <p>◎基準・認証の国際的整合化・合理化 食品の日付表示方式を製造年月日表示から原則期限表示へ移行（厚生、農水）▷電気用品、都市・LPガス用品、消費生活用製品の自己認証制度の拡大等規制対象品目の見直し（通産）▷窓拭用等ゴンドラの構造規格の主要国規格との整合化（労働）▷建築資材の基準認証の外国検査データの受け入れ、二国間相互認証制度の導入（建設）▷公共工事の海外資材の認定に関し、民間機関による審査証明制度の拡大（同）▷危険物輸送容器等の基準の国際基準への整合化（自治）</p> <p>◎市場アクセスの改善 食品、動植物物品を含む輸入（検査）手続きの簡素化・迅速化（大蔵、厚生、農水）▷小口急送貨物等の時間外通関手数料の見直しによる負担の軽減（大蔵）▷総合保税地域の許可の弾力化、保税上屋・倉庫の許可の統合（同）▷商社等の本支店間交互計算制度の対象上限額の引き上げ（同）</p> <p>輸入食品に関する輸出登録工場制度の導入（厚生）▷医薬品の一定の製造専用原薬の製造・輸入承認の廃止（同）▷医薬品等の製造・輸入販売業の許可の有効期間の延長、許可権限の一部地方委任、製造・輸入承認の簡素化・迅速化（同）▷動物用医薬品の一定の製造専用原薬の製造・輸入承認の廃止（農水）▷食品衛生検査・動物検疫・植物防疫の輸入検査時間の短縮（厚生、農水）▷外国製超大型クレーン等の使用検査の国外受検制度の導入（労働）</p> <p>【申請者等の負担削減】（略）</p>
--

出所 「朝日新聞」1993年9月1日

第3図 米国の保護主義度指数の推移



第4図 米国の反ダンピング調査開始件数



には景気、為替相場、大統領選挙や中間選挙といった循環的な要因もあるが、長期的な右肩上がりの傾向は米国が国際競争力の低落を補うために対抗措置を増やしていることをうかがい知ることができるのである。

1993年6月の日米間の経済問題を包括的に交渉する「新経済協議」の場において、米国は今後3年以内に日本の経常収支の黒字を国内総生産（GDP）比で3.2%から1~2%に減らすこと。製品輸入をGDP比で3分の1増やすことの2点を日本に求めた。

我が国の製品輸入比率の推移について見ると、1980年には22.8%であったものが次第に増加し、1985年には31%になり、86年に41.8%、そして88年には49%に達し、89年に50.3%、92年52.0%と50%を超える水準で現在推移している（第5図参照）。

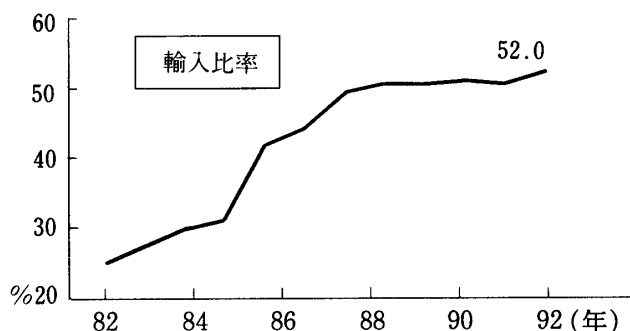
第6図は各国の生活コストを比較したものである。ニューヨークを100とする各国主要都市の物価（家賃を除く）の指標である。

この図からも明らかなように、我が国の生活コストは先進諸国の中でも際だって高いことがわかる（第6図参照）。我が国国民が真の豊かさを実感できる生活大国に生まれ変わるには、前述したようにさまざまな規制の緩和、許認可事項の削減、流通機構の簡素化などを通して市場開放をさらに進め、内外価格差を縮小させ、外国製品に対する需要を拡大することによって黒字を減らし、あわせて消費者の利益を高めることが、今まさに求められているのである。

## 2. 我が国の輸入拡大政策

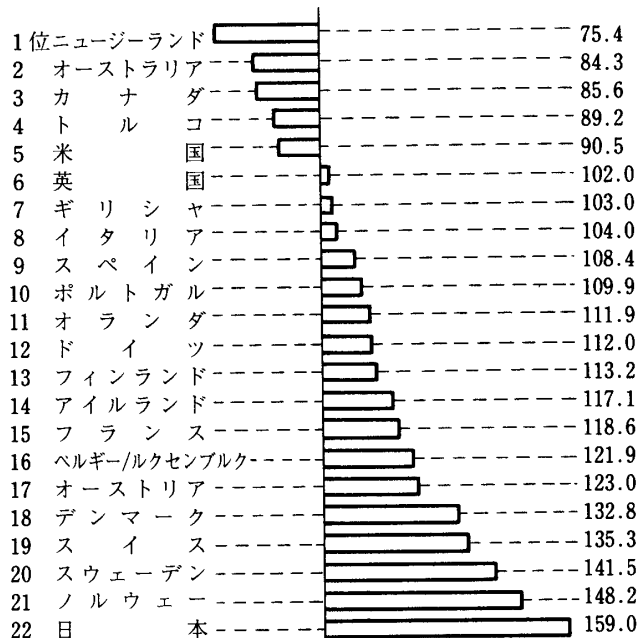
前述したように輸入拡大のための方策として、我が国の経済構造を内需主導型経済構造に転換

第5図 製品輸入の伸び



出所：大蔵省

第6図 各国の生活コスト比較 (1992年)



注：ニューヨークを100とする各国主要都市の物価（家賃を除く）指数。世界経済フォーラム（本部スイス）の「1993年世界競争力報告」より。

出所：『日本経済新聞』1993年8月12日

することが要請されている。また、外国企業の対日投資を促進するため、税制・金融措置などで適切な支援を行うことも重要であろう。さらには、日本特有の競争制限的な制度や慣行など輸入拡大を阻害する要因を調査し、国内産業を保護するための関税や輸入制限を可能なかぎり撤廃、緩和する方向で見直すとともに、外国製品の政府調達を拡大することも必要である。

このような方針を実現させるために、我が国政府は平成4年に「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」<sup>(9)</sup>を制定した。また、日本輸出入銀行は、輸入拡大を一段と促進するため、外国企業が我が国に子会社を設立するのに必要な資金の融資に応じるとともに、製品輸入に関する融資制度を拡充することにした（第5表参照）。具体的には、輸入促進クレジットライン制度の輸入額全体を対象にした長期運転資金融資の対象品目を、これまでの自動車など6品目からすべての特定品目に拡げること。また、製品輸入金融制度も対象枠を拡げ、住宅を特定品目に加えた。

このような輸入拡大策は、我が国政府が1993年9月に制定した緊急経済対策を受けたもので、外国企業に対する融資は日本に販売、生産のための子会社を設立して、経済活動に本腰を入れようとしている外国企業を支援するのが目的である。現在追加的な支援制度の検討が始められている（第6表参照）。輸出入銀行は、我が国に製品を輸出する外国企業に対し、その設備資金を融資する制度があり、これはその延長線上のものである。

また、輸入促進クレジットライン制度は、外国製品を継続して輸入する企業を対象に、長期運

第5表 製品輸入金融の対象品目

第5部 化学工業の生産品	第6部 原料別製品	第7部 機械類および輸送機器類	第8部 雑製品
第51類 有機化学品	第61類 革、革製品および	*第71類 原動機	第81類 衛生用品、配管工
第52類 無機化学品	毛皮（仕上げした	*第72類 産業用機器類	事関係係品、暖房器
第53類 染料・なめし剤お	もの）	*第73類 金属加工機械	具および照明器具
よび着色剤	第62類 ゴム製品	*第74類 その他の一般工業	第82類 家具およびその部
*第54類 医薬品	第63類 コルクおよび木製	用機械類およびそ	分品
第55類 精油、香料、化粧	品（家具を除く）	の部分品	第83類 旅行用具、ハンド
品、洗剤およびみ	第64類 紙、板紙およびこ	*第75類 事務用機器および	バッグその他これ
かき料	これらの製品ならび	自動データ処理機	らに類する物品
第56類 肥料	に製紙用パルプの	械	第84類 衣類およびその付
第57類 火薬および加工品	製品	*第76類 通信機器、録音お	属品
第58類 人造樹脂、人造プ	第65類 紡織用繊維の糸、	よび音声再生装置	第85類 はき物
ラスチック、セル	織物および繊維製	*第77類 電気機器およびそ	*第87類 光学機器、医療用
ローズエステル、	品	の部分品（家庭電	機器、計測機器お
およびセルローズ	第66類 その他の非鉄金属	気製品に対応す	よび制御機器
エーテル	鋳物製品	る、電気式でない	*第88類 写真用機器、その
第59類 その他の化学工業	第67類 鉄鋼	機器を含む）	他の光学用品およ
品	第68類 非鉄金属	*第78類 道路走行車両（エ	び時計
	第69類 その他の金属製品	アークション乗	第89類 その他の雑製品
		物を含む）	
		*第79類 その他の輸送機器	

注 \*印の付してある類は特定品目として融資条件を優遇  
出所・日本輸出入銀行



第6表 緊急経済対策の要旨

<p>I 規制緩和等の推進</p> <p>①内需の振興、輸入の拡大等を目指した94項目の規制緩和、②地域開発プロジェクトの推進 本年度中の申請・審査に係るプロジェクトに関し、(イ)事務手続きの処理期間の短縮化及び(ロ)円滑な実施を確保するためのフォローアップ体制の整備</p> <p>II 円高差益の還元</p> <p>①電力・ガス料金の引き下げ(還元額・2,650億円)を含む合計2,900億円の公共料金の円高差益還元、②輸入消費財等の円高差益還元に関する関係業界への要請等</p> <p>III 厳しい経済情勢への対応と経済の改革と調和ある対外経済関係の形成</p> <p>【1】 厳しい経済情勢等への対応</p> <p>(1) 住宅投資の促進①住宅金融公庫等への融資枠の追加2兆9,000億円(70万戸)、②住宅取得促進税制の拡充(リフォームに係る要件の緩和)</p> <p>(2) 災害復旧事業の円滑な推進4,500億円</p> <p>(3) 生活者・消費者の観点に立った社会資本整備の推進①生活者・消費者の観点に立った社会資本の整備1兆円、②地方単独事業5,000億円、③公共用地の先行取得3,000億円</p> <p>(4) 構造調整に資する設備投資の促進 消費者利益の増進に結び付く流通構造の改善に資する投資や企業の構造調整に資する省力化、省エネ、研究開発に係る促進のための税制上の措置(対象151設備、1年間)</p> <p>(5) 中小企業対策①運転資金支援特別貸付制度、緊急経営支援貸付制度の拡充等、中小企業の経営安定対策の強化、②中小企業リストラ支援法(仮称)を早急に国会に提出し、関連する支援措置を創設、これらの対策による貸付規模の追加:1兆円超(一般会計の追加規模:概ね685億円)</p> <p>(6) 雇用対策の充実①雇用調整助成金に関し業種の指定基準の緩和措置を延長、②中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の安定のための職業訓練の実施等</p> <p>(7) 住民税における特定扶養控除額の引き上げ(平成6年度改正)</p> <p>(8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営等</p> <p>【2】 調和ある対外経済関係の形成</p> <p>輸入の促進等①「輸入拡大基本方針」の策定、②輸銀、開銀の輸入金融の拡充、③輸入品の展示販売、外国企業へのオフィス貸与を行う「総合輸入促進センター」を創設する等JETROの輸入促進機能を強化、④展示場の確保や輸銀融資の活用による住宅の輸入促進</p> <p>&lt;中小企業関係&gt;</p> <p>【中小企業の経営安定対策】</p> <p>(1) 運転資金支援特別貸付制度の拡充、中小公庫、国民公庫、商工中金等における運転資金支援特別貸付制度について、以下の拡充を行う。①売上高の減少基準(15%)の緩和、②貸付限度額の倍増、中小公庫、2,000万円-4,000万円、国民公庫、1,000万円-2,000万円、商工中金、2,000万円-4,000万円(組合は1億2,000万円)、③貸付規模の追加、3,000億円程度</p> <p>&lt;運転資金支援特別貸付制度&gt;・貸付対象、売上げが減少し、資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者・貸付金利、財投金利より低い金利(現在4.3%)</p> <p>(2) 緊急経営支援貸付制度の拡充①冷夏等の影響により困難な状況に陥っている中小企業に関する要件の緩和、②貸付規模の追加、2,000億円程度</p> <p>&lt;緊急経営支援貸付制度&gt;・貸付対象・業況悪化をきたしている中小企業者・下請中小企業者及び円高等の影響を被っている中小企業者・貸付金利、3.7%±1.0%で都道府県が定める金利・貸付限度額、2,000万円以上(うち運転資金1,000万円以上)</p> <p>(3) 中小企業信用保険の特定業種指定の弾力的実施、保険限度額が倍額となる特定業種(業況悪化業種)を一層弾力的に指定する。特定業種の指定は現在73業種</p> <p>(4) 政府系中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用した中小企業の金融の一層の円滑化</p> <p>(5) 中小企業等に対する民間金融機関の金融の円滑化</p> <p>【中小企業の構造的な環境変化への対応の支援】</p> <p>(1) 政府系中小企業金融機関等における低利融資制度の創設。新分野進出、海外展開等の事業活動を行う中小企業者に対する低利融資制度を中小公庫、国民公庫、商工中金等に創設する。このうち、中小企業リストラ支援法(仮称)に基づき事業計画の承認を受けた者に対しては、更に低利で貸付けを行う。&lt;検討中の融資制度の概要&gt;①貸付対象:新分野進出、海外展開等を行う中小企業者、②貸付金利:特利(法律の承認を受けた者に対しては、財投金利を下回る金利)、③貸付規模:5年間で5,000億円(当初の1年間で約2,000億円、中小公庫、国民公庫、商工中金等)</p> <p>(2) 中小企業事業団高度化融資制度によるリストラ関連事業の実施。中小企業者が共同して行うリストラ事業を中小企業事業団高度化融資事業として支援する。また、中小企業リストラ支援法(仮称)に基づき事業計画の承認を受けた者に対しては、高度化融資の条件を優遇する。①金利:2.7%→原則無利子、②融資比率:65%→80%</p> <p>(3) 中小企業信用保険の特別措置の創設(別枠設定等)</p> <p>(4) 中小企業近代化資金制度の特例措置の創設(償還期間の延長)</p> <p>【小規模企業対策、下請中小企業対策等】</p> <p>(1) 中小企業設備貸与制度の割賦損料等の引き下げ(中小企業設備近代化資金制度)都道府県に設置されている貸与機関が小規模企業等を対象に実施している設備貸与制度について、割賦損料、リース料率の引き下げを行う。①割賦損料:年4.5%→4.0%、②リース料率:3-7年のリース期間に応じ、割賦損料に対応する引き下げ</p> <p>(2) 下請中小企業対策 円高の影響の大きい下請事業者に対し、下請取引関係緊急調査を実施し、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、親事業者に対する指導等を行う。</p> <p>(3) 官公需対策 官公需における中小企業の受注拡大等について地方公共団体に対し要請を行う。</p> <p>(4) 地域中小企業の活性化の促進 「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき都道府県が作成する活性化計画について、その弾力的な承認等を行う。</p>
--

転資金を融資する制度である。これまでは自動車、半導体、工作機械など6品目は、輸入額全体について融資しているが、これ以外の特定品目に対する融資額は、輸入額の対前年増加分だけが対象になっていた。今回は、全特定品目に対して前年比増加分に関係なく、輸入額全体について融資するものである。特定品目は、輸出入銀行が製品輸入金融の対象にしている36カテゴリーのうち16カテゴリーとなっている。同制度の適用金利（現行年4.24%）は、財投金利より0.3から0.36%低く、拡充措置によって電気製品や事務機器など中小輸入企業を対象にした融資の増加が予想されている。また、製品輸入金融制度の特定品目に新たに住宅を加えることにした。

さらに、日本開発銀行も外国系企業に対する融資を拡大している（第7表参照）。93年度の融資額は900億円前後に達し、前年度比較で2桁増、3年前に比べると2倍に増加している。特に欧米の大手自動車メーカーなどの輸入促進を目的とした融資と日本向け投資促進融資は、大幅に増加する見通しである。開発銀行ではさらに新たに技術開発を対象にした新制度を創設、融資対象を技術分野にまで広げたほか、1994年度からは外国系企業の対日進出の立ち上がりを円滑にする市場参入支援資金も融資対象とし、外資系企業の日本での活動を支援する体制を強化している。

開発銀行の外資系企業向け融資は、日本の貿易黒字が問題になってきた87年度以降目立ってきた。同年度融資額実績では292億円だったのが、90年には450億円になり、92年度は793億円に達した。さらに、93年度は800億円台が確実で、最終的には900億円前後になる見通しである（第7・8・9図参照）。

輸入品を増やすための輸入体制整備向け整備融資と対日投資促進向け融資は、両者を合計して1993年度は400億～500億円にまで増え、92年度の383億円よりも大幅に増加する見通しである。現在、開発銀行の基準貸し出し金利は、年4.8%である。対日投資促進のための融資は、これより0.1%低い年4.7%、輸入体制整備のための融資は年4.3%で、基準金利よりも0.5%低くなっている。

1993年度の主な融資は、ドイツ大手の薬品メーカー、バイエル薬品が工事費180億円をかけ、京都府に本格的な研究施設をつくる事業がある。開発銀行はこの事業に対して2年計画で45億円程度を低利融資する。また、最近ではフォルクスワーゲン・アウディ、ベンツなど欧米の自動車メーカーが日本で自動車を輸入販売する際に必要な整備工場設置への融資が目立っている。日本の車検に合わせて自動車を整備するための工場建設である<sup>(10)</sup>。

開発銀行が1994年度から予定しているのは、外国系企業向けの立ち上がり時の市場参入資金融資のほか、在外親会社の在日子会社への投融資資金を低利融資の対象とすることなどである。また、市場参入支援資金を輸入体制整備向け低利融資の対象にすることも検討中である。外資系企業の従業員やその家族の生活基盤に対する融資制度も新設される予定である。対日直接投資の

第7表 輸入拡大および外資系企業の対日投資促進融資

1. 輸入体制整備融資

■ 利用可能者

標準国際貿易商品分類（SITC）第5部～第8部に分類される製品及び第0部，第1部に分類される加工食品を取り扱う輸入・中間卸売・小売業者及びこれらの者（複数）に対して施設・設備を賃貸する者。

■ 融資の種類

対 象 事 業	融 資 額	金 利
輸入品に係わる下記の機能を持つ設備，施設，土地，建物等の取得 ● 検品，規格・仕様の改善（事前検査，品質改善等） ● 流通円滑化（集荷，保管，詰め替え，包装加工等） ● アフターサービス（製品の保持・点検，部品の保持・取替え，知識・情報の普及等） ● 展示，販売 ● その他製品の輸入拡大に資すると判断される機能	対象事業費の40%程度 （但し，輸入促進地域内は50%程度）	特別金利(5)

2. 対日投資促進融資

■ 利用可能者

外資比率50%以上の法人

■ 融資の種類

対 象 事 業		融 資 額	金 利
初の本格的対日投資	① 先端技術分野（※）に属する投資	対象事業費の40%程度	特別金利(5)
	② ①以外で相当程度輸入拡大が期待できる投資	同 上	特別金利(5)
	③ ①，②以外で技術・ノウハウ等交流促進事業	同 上	特別金利(5)
	④ ①，②，③以外の投資	同 上	基準金利
2度目以降の対日投資	① 先端技術分野（※）に属する投資	同 上	特別金利(3)
	② ①以外で相当程度輸入拡大が期待できる投資	同 上	特別金利(3)
	③ ①，②以外で技術・ノウハウ等交流促進事業	同 上	特別金利(3)
	④ ①，②，③以外の投資	同 上	基準金利
外資系企業用共同オフィス設置		同 上	特別金利(4)

※先端技術分野 ・エレクトロニクス産業 ・ファインケミカル産業 ・バイオインダストリー  
 ・高度システム化機械産業 ・新素材産業 ・高度ソフトウェア開発産業

注：融資額の上限なし。

■ 融資期間・据置期間

事業の収益性，設備の耐用年数などを総合的に勘案して決める（25年程度まで）。

必要に応じて据置期間を設けることができる。

■ 返済および利払いの方法

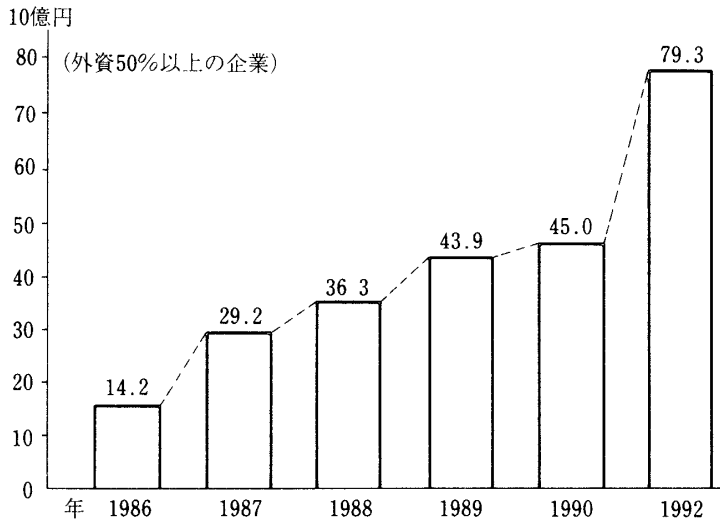
返済は据置後分割返済，利息は固定金利による後払い。

■ 担 保

担保・保証等については，相談のうえ決める。

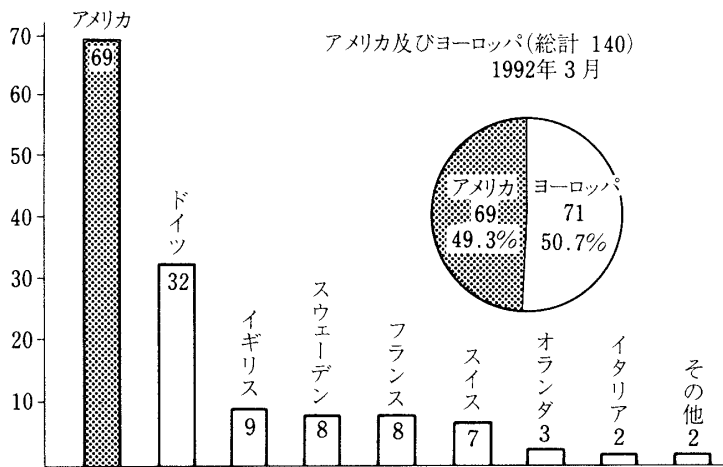
出所：日本開発銀行

第7図 外資系企業に対する新規の開発銀行融資の推移



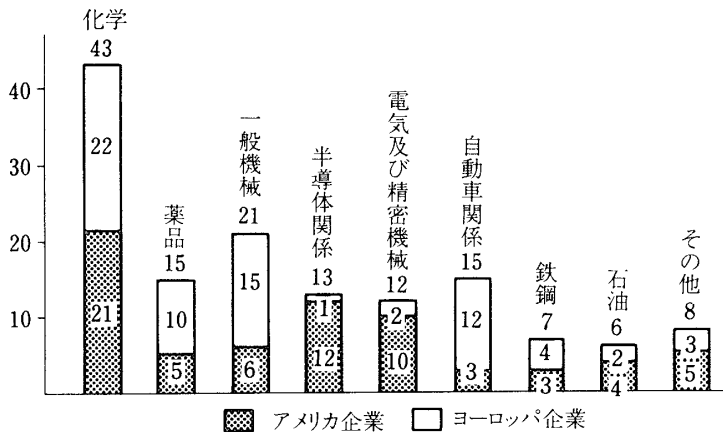
出所：日本開発銀行

第8図 外国企業（国別）に対する開発銀行の融資（国別企業数）



出所：第7図に同じ

第9図 外国企業（産業別）に対する開発銀行の融資（産業別企業数，1992年3月）

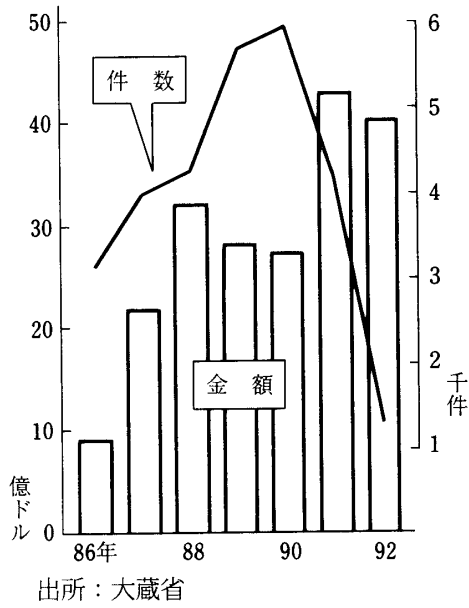


出所：第7図に同じ

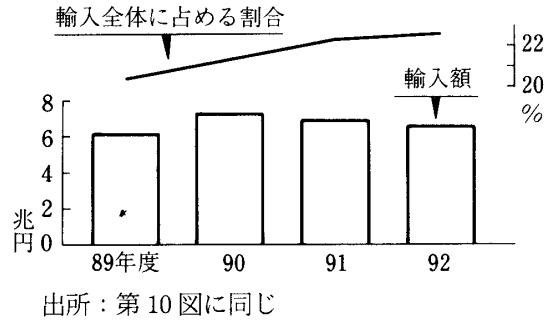
推移については第10図参照<sup>(11)</sup>。

そのほかに、輸入の増加額に応じて税金の支払いを優遇する輸入促進税制がある（第11図及び第8表参照）。これは1993年の春から2年間適用基準を緩和して間口を広げたものである。具体的には1989年度以降で最も輸入額の多かった年度（基準年度）に比べて、2%以上輸入が増えた企業に適用される。90年から92年度は10%以上の輸入増加が要件であった。その中身は製造業と卸・小売業で多少異なっている。製造業の場合は、輸入増加率の半分の数値を税額控除率とする。例えば、89年度以降に最高100億円の輸入をしていた企業が6%増の106億円を輸入したとする。この場合、6%の半分の3%が控除率である。つまり、6億円の3%である1,800万円が税額控除になるわけである。ただし、控除率は5%が限度となっている。卸・小売業は輸入増加額を2倍した数値を準備金積立に認めるものである。輸入額が100億円から106億円に増えたとすると、6億円の12%に当たる7,200万円を準備金として積み立てられる。準備金は5年間で取り崩す。製造と卸・小売以外の業種は、基本的にこの制度の対象にしないが、電力・ガス・通信など輸入規模が大きいとみられる業種だけ

第10図 外資系企業による対日直接投資



第11図 輸入促進税制対象品目の輸入額と輸入全体に占める割合



第8表 主な輸入促進税制対象製品

○自動データ処理機
○電子計算機
○工作機械
○電気部分品（半導体装置，集積回路及び超小形部品）
○事務機械
○獣医科，歯科，外科で使用する医学用精密機械
○測定用又は検査用の機器
○自動車（自動車の部品を含む）
○トラクター，輸送車，特殊用途自動車及びバイク
○原動機及び発動機
○機械の部分品（ハルブ，ベアリング）
○光ファイバー，光ファイバーケーブル
○家庭用電気機器（冷蔵庫，洗濯機，ドライヤー，レコードプレーヤー，ラジオ，テレビ）
○磁気テープ，レコード（CD）
○置き時計，腕時計
○楽 器
○家 具
○スポーツ用品（ゴルフクラブ，テニスラケット）
○化学製品（フィルム，芳香族炭化水素化合物，鉱物，化学肥料）
○タイヤ
○石製品
○セメント，コンクリート製品
○銑鉄，非鉄製品
○新聞用紙（ロール状のもの，シート状のもの）
○プラスチック加工した紙又は板紙

出所：第10図に同じ

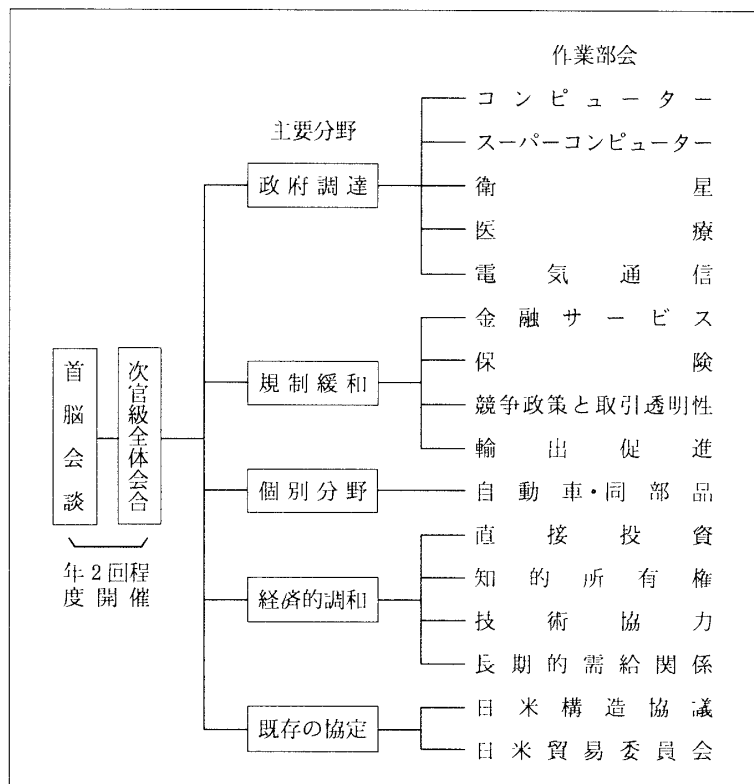
は製造業と同様に扱うことになっている。

次に、対日直接投資に関する問題があるが、これは1989年から始まった日米構造協議においても米国は対日投資の拡大努力を日本に求めた。これについて1990年6月の日米構造協議（第12図参照）最終報告書で、日本は開放的な国際投資政策の推進に関する声明の発表を行い、外為法（外国為替及び外国貿易管理法）の改正などの措置をとることが決められた。この結果、外為法が改正され、92年1月施行された。旧外為法では、対日直接投資はすべての分野で事前の届け出が求められていたが、この改正で一部の業種を除き、事後報告でよいことになった。事前の届け出が必要な業種は、①国の安全保障、または公の秩序維持などにかかわる業種（航空機・武器・火薬・原子力・宇宙開発・生物学的製剤製造業・運輸業・警備業・通信業・放送業など）及び②経済協力開発機構（OECD）の資本自由化コード上自由化を保留している4業種（農林水産業・鉱業・石油業・皮革または皮革製品製造業）だけである。

海外からの日本に対する直接投資は、80年代半ばから本格化している。大蔵省の届け出統計によると、86年度までは年間10億ドルを超えることはなかったが、87年度は22億ドルに増加し、91年度は43億ドル、92年度は41億ドルとなっている。87年から92年度の6年間の累計額は195億ドルで、これは戦後の50年度から86年度までの累計額の2.7倍である。

87年度以降を見ると、対日直接投資には、次のような変化が見られる。①主流の米国に加え

第12図 日米包括経済協議の仕組み



て、欧州からの投資が増え、米・欧が全体の8割を占めるようになった。②投資分野が製造業から非製造業に漸次移行してきたこと。③製造業では電気・輸送機械など機械分野への投資が増え、最大の投資業種は化学から機械に変わったのである。④非製造業は商事貿易中心からサービス業、金融・保険業などに多様化している。ちなみに米国からの直接投資は92年度までの累計額が112億ドル（全体の41.9%）で最大となっている。

米企業の対日進出は、20年のNCRから始まり、37年IBM、39年モービルと増えたが、戦争による撤退後、戦後はハイテク産業、金融、保険のほか洗剤、医薬品、清涼飲料、ファーストフード、トイザラスなどの流通業に広がり、周知のとおり在日米企業は現在では、日本の生活に深く入りこんでいる。

ここで注目される点は、外資系企業の輸入に対する寄与度の高さである。外資系企業は、輸出よりも輸入の方が多く、91年度は3兆4,000億円の輸入超過となっており、日本の輸入拡大に貢献しているのである。米系企業の輸入超過額は90年度の1兆5,000億円から、91年度は6,000億円に減少したが、輸入に貢献していることに変わりはない。また、91年の在日米系企業による対米輸入額は、日本の対米輸入総額の14.3%を占め、仕入れ高に占める輸入の比率は39.8%（90年度は42.1%）となっている。87年の在米日系企業の仕入れ高輸入比率は、43%（米務省）であるから、進出国の輸入に寄与する割合は日米両国でほとんど変わらないことになる。

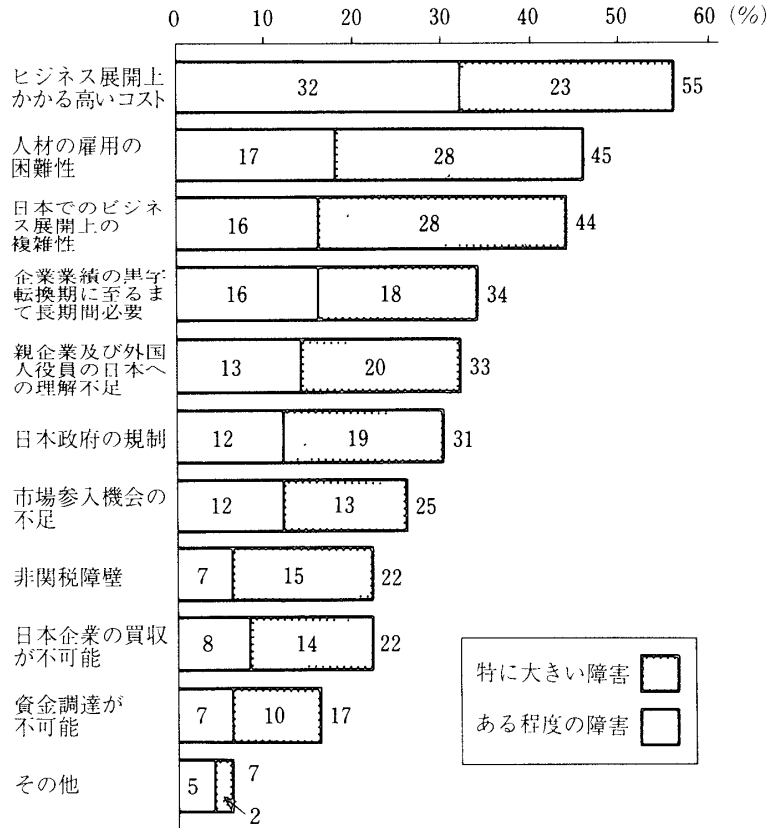
しかし、日本への外資の進出が米国への外資の進出に比較して比率が低いことは、雇用、総資産売上高のシェア比較でも歴然としている。より多くの外資系企業が日本に進出すれば、日本の対外不均衡改善にも寄与することになる。それだけに対日直接投資を促進させることが今後の大きな課題である。

それでは、米国企業からみた対日直接投資を行うにあたっての困難な点はどのようなところにあるであろうか。

在日米国商工会議所の対日投資報告書によれば、最も大きな困難な点として指摘されているのが、ビジネス展開上かかる高いコストである。これはとりわけ地価の高さが極めて大きな要因となっている。2番目が人材雇用の困難性である。3番目が、日本でのビジネス展開上の複雑性、4番目が企業業績の黒字転換期に至るまで長期間かかること。以下、親企業及び外国人役員の日本への理解不足、日本政府の規制<sup>(12)</sup>、市場参入機会の不足、非関税障壁、日本企業の買収が不可能なため、資金調達が可能などの順になっている（第13図参照）。

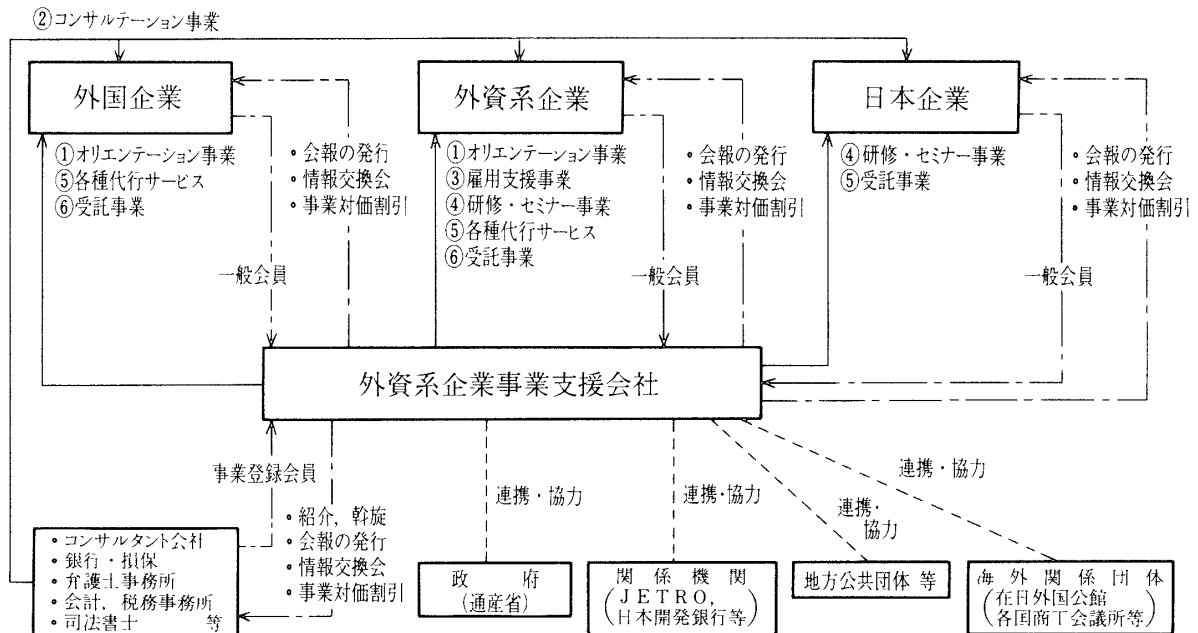
以上のような外国企業の対日直接投資の困難性を改善し、外資系企業の我が国における事業を支援するためにとられた政策体系が第14図、第15図、第16図などである。したがって、外国企業の対日進出にあたって、困難とされる制度、商慣行、労働慣行などを踏まえて、このような

第13図 米国企業からみた対日直接投資を行うに当たっての困難な点



出所：在日米国商工会議所『対日貿易・対日投資報告書』

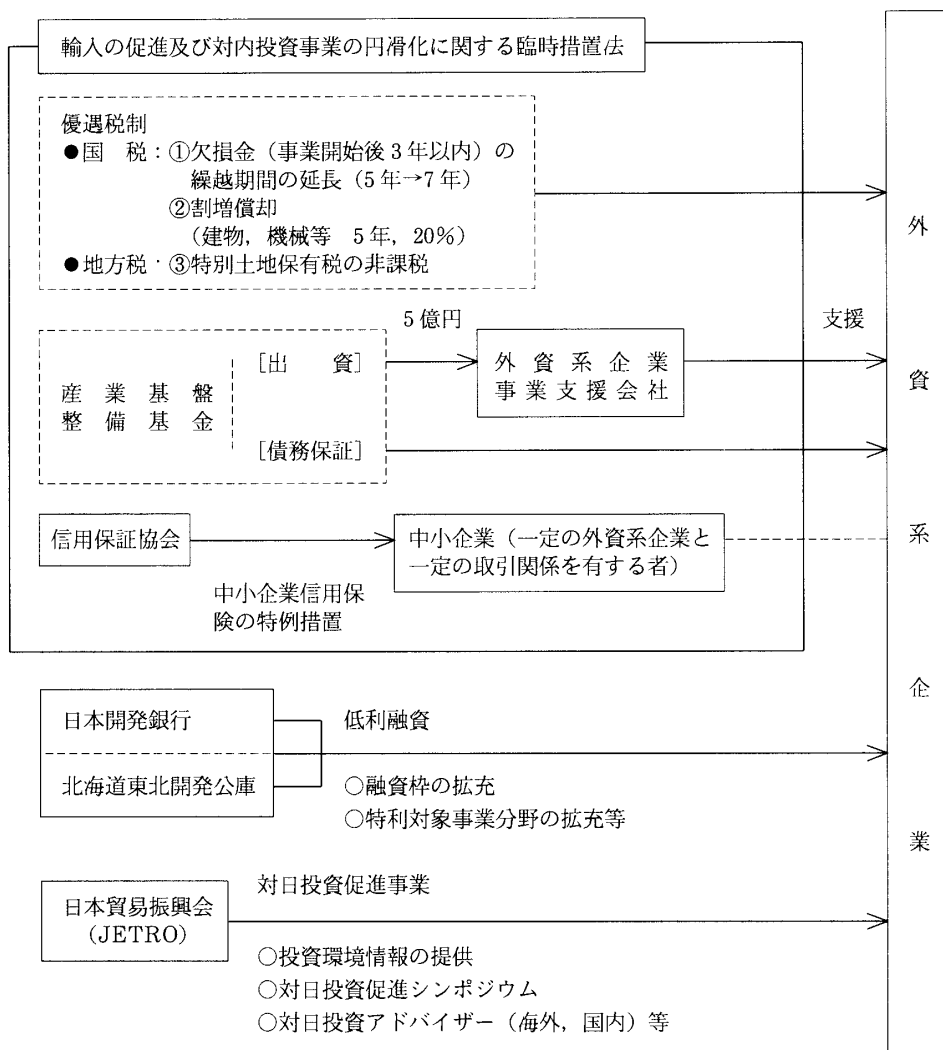
第14図 外資系企業事業支援会社の業務フロー



出所：通商産業省



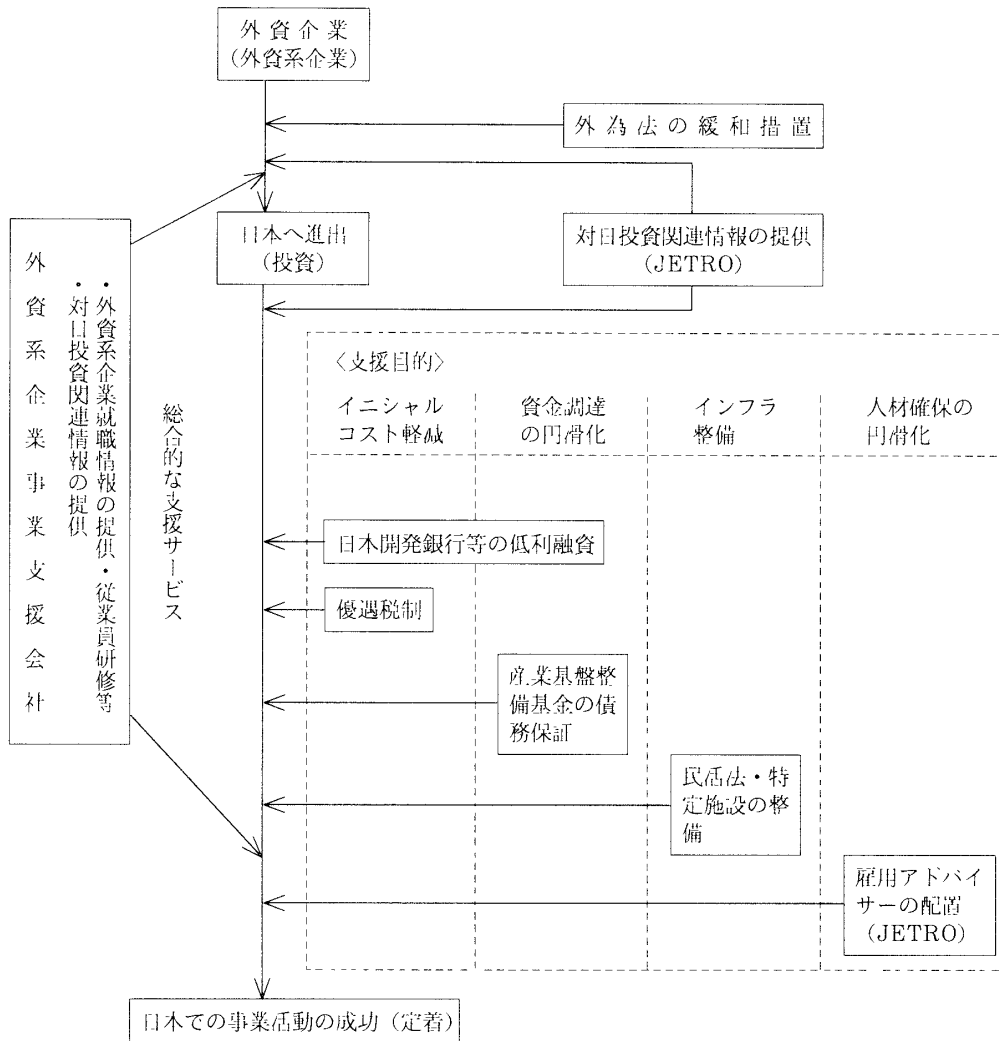
第15図 外資系企業事業活動支援策体系図



出所：第14図に同じ

点に関する支援サービスを総合的に行うことが必要となってくる。外資系企業の参入を支援していく目的で1993年6月に設立されたのが対日投資サポートサービスである<sup>(13)</sup>。これは、①オリエンテーションサービス：外国企業などが我が国に進出する際の最初の足がかりとして、何を知り、どこへ行き、何をすべきかといったアドバイスを行うとともに、これに関連するあらゆる相談に応ずる。②コンサルテーションサービス：マーケット、立地、人材等についてより専門的なサービスや詳細な情報を必要とする外資系企業に対し、これを提供し得る会社の紹介、斡旋を行う。③外資系企業の雇用に対する支援：外資系企業による従業員の雇用を円滑にするため、大学との懇談会の開催や外資系企業の求人報告の一般への提供を行う。④外資系企業を対象とする研修、セミナー：外国人ビジネスマンを中心として、我が国の制度や商慣行など事業活動を円滑に行っていくために必要な基本知識についての研修や最新のビジネス関連情報などを提供するためのセミナーを開催する。⑤代行サービス：通訳・翻訳などの業務の代行、秘書代行サービス、市

第16図 外資系企業等の事業活動支援措置



出所 第14図に同じ

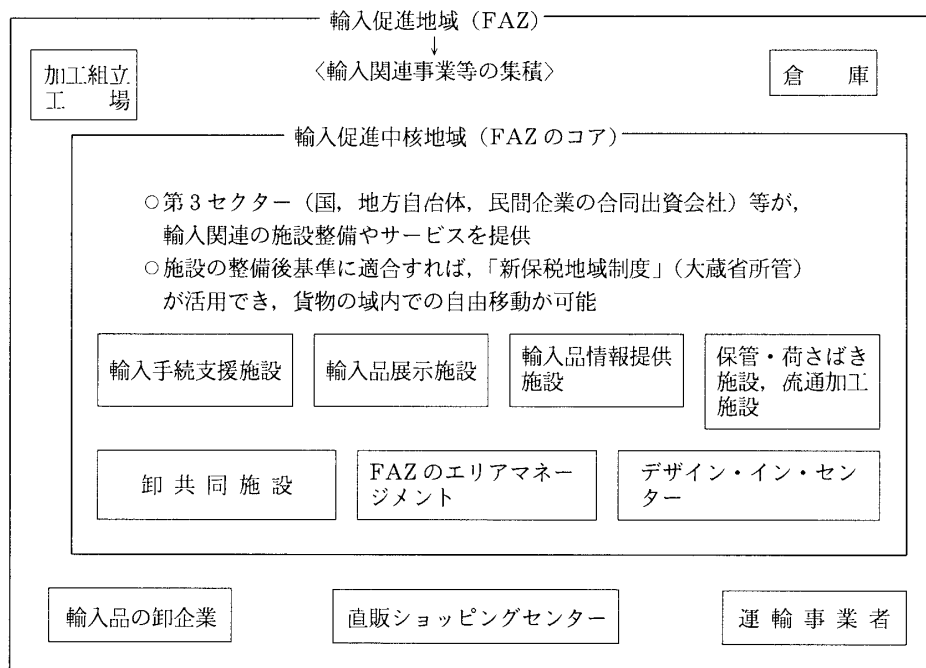
場調査などの企画立案など種々の代行サービスを行う。⑥受託事業，となっている。

### 3. 我が国の輸入拡大政策と輸入促進地域

我が国の輸入拡大政策の一環として、中・長期的な観点から期待されているのが、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備である（第17図参照）。輸入促進地域は空港や港湾の周辺に製品の保管、荷さばき施設、輸入品の展示施設、加工卸売施設などを集中的に整備しようとする施策で、数十ヘクタールの面積を想定している。

1992年7月に施行された「輸入の促進及び対内投資事業円滑化臨時措置法」に基づいて制度として発足した。これまで関税を一時的に免除する保税地域は、沖縄・那覇地域（2.7ヘクタール）<sup>(14)</sup>を除いては、倉庫や工場ごとに指定を受ける必要があったが、それが今後は特定地域全体

第17図 FAZのイメージ



出所：第14図に同じ

の施設を総合保税地域にすることができるようになった。この結果、外国企業が地域内に原材料を持ち込み、加工して日本市場に出荷するまでの保税手続きが一本化されるわけで、進出する外国企業にとっては大きなメリットとなっている（第18図参照）。

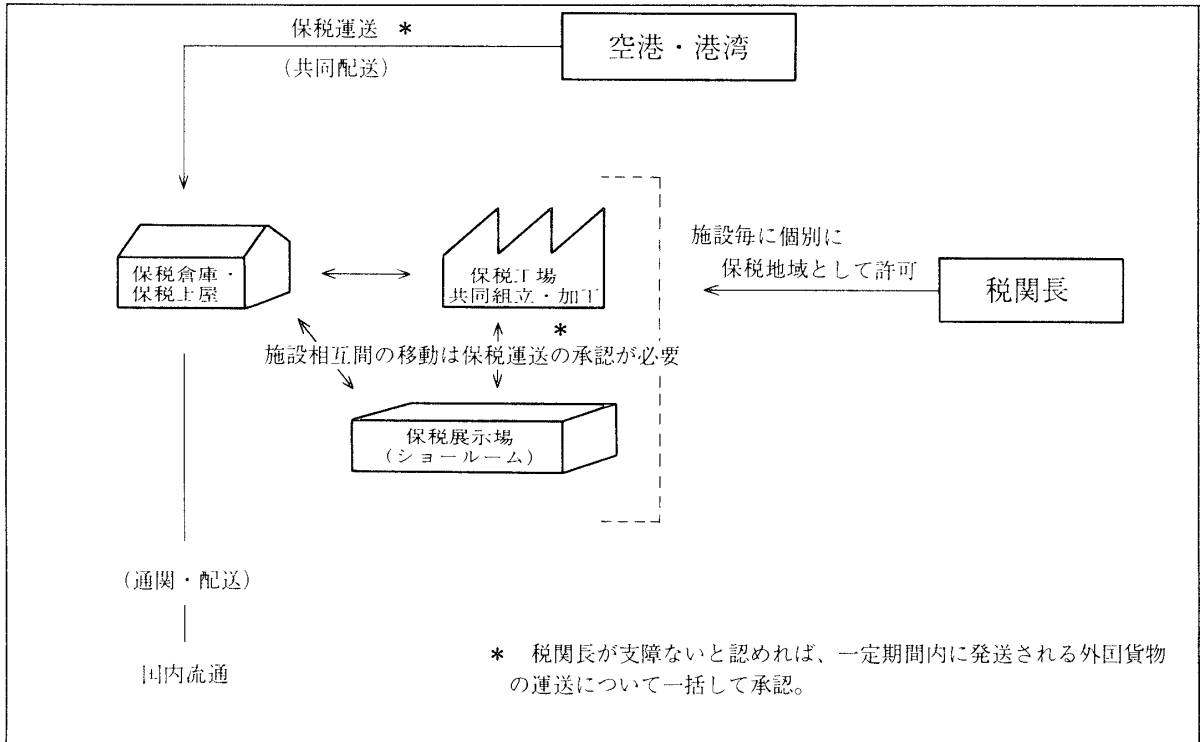
施設を整備するのは地方自治体などの出資による第三セクターで、国はこの第三セクターに建設費の5%を補助金として助成するほか、輸入促進地域に外国企業や国内メーカーが輸入品加工工場などを建設したり、卸・小売業者が輸入品を扱う物流施設を整備する場合は、日本開発銀行の低利融資などで積極的に支援する。

同地域は市町村単位で設定するが、平成4年度に指定を受けたのは6地域である。その6地域とは大阪府（第19, 20, 21図）、大阪市（第22, 23図）、神戸市（第24, 25図）、愛媛県（第26, 27図）、北九州市（第28, 29図）、長崎県（第30, 31図）である。これらのFAZにおいては承認を受けた計画に従い、第三セクターなどが産業基盤整備基金の出資その他の支援を受けて輸入促進基盤整備事業にかかわる施設を設置する。これらの施設は平成6年から9年にかけて順次立ち上がるが、上記6地域の総事業規模は3,665億円となっている。大阪府（関西国際空港地域）が約554億円で、大阪市（大阪港地域）が2,500億円、神戸市（神戸港地域）が300億円、愛媛県（松山港地域）が83億円、北九州市（北九州港地域）が213億円、長崎県（長崎空港地域）が15億円となっており、合計3,665億円となっている。

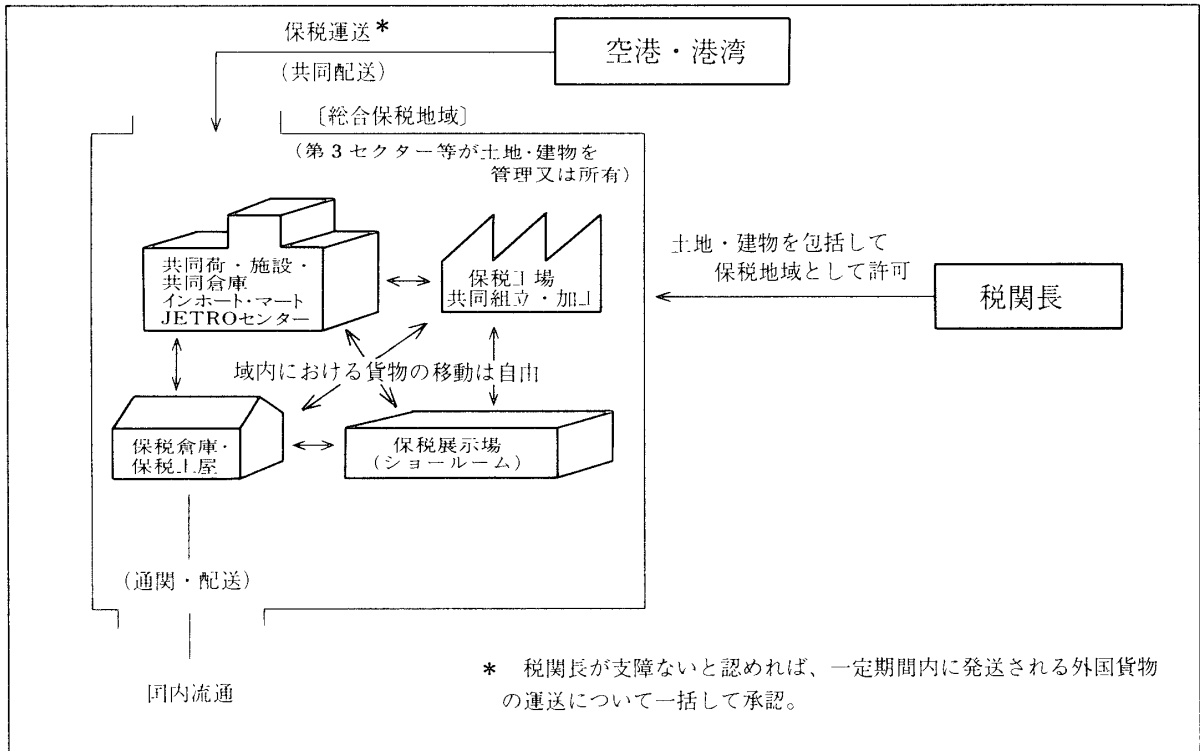
また輸入促進基盤整備事業にかかわる施設のほか、フォーリン・アクセス・ゾーンの地域にお

第 18 図

従来の保税地域



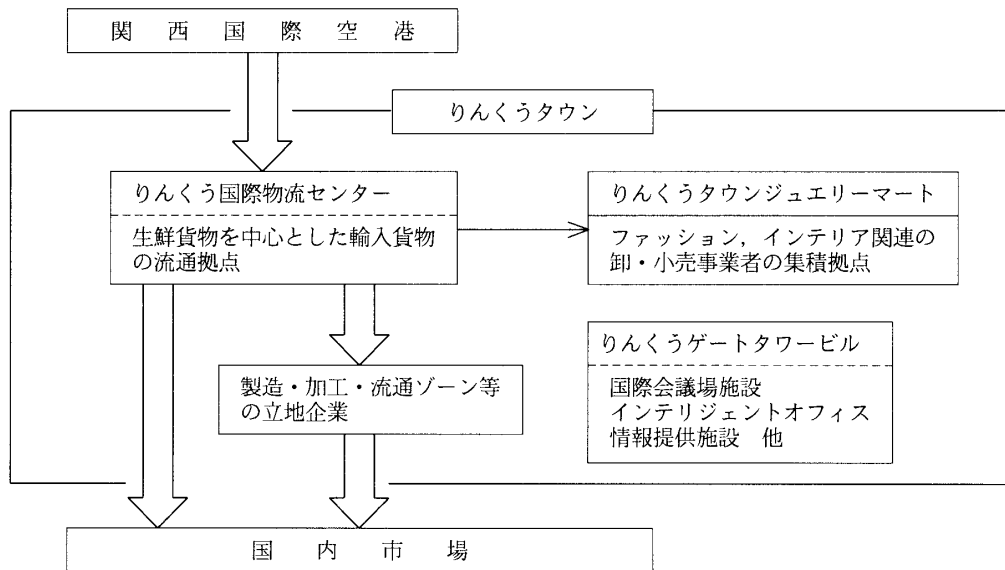
総合保税地域



出所：第 14 図に同じ

第19図 大阪府 FAZ の概要

1. 設定される輸入促進地域・大阪府泉佐野市，泉南市，田尻町
2. 地域整備の概要
  - (1) 平成6年に開港予定の関西国際空港の機能を活用して，対岸地域に当たるりんくうタウンを西日本一帯への航空輸入貨物の物流拠点及び新たな輸入ビジネスの拠点として総合的に整備する。
  - (2) このため，生鮮貨物を中心とした航空輸入貨物の荷さばき・保管や通関のための施設として「りんくう国際物流センター」を整備するとともに，空港の利便性を生かして宝飾品，ファッション，インテリア等に関連した卸・小売業者を集積させ，新たな輸入品市場を形成するための施設として「りんくうジュエリーマート」を整備する。
  - (3) また，外国企業向けの情報提供，通訳・翻訳サービスその他のビジネスサポート機能を備えたオフィスとともに，国際会議場等の交流施設を提供する施設として「りんくうゲートタワービル」を整備する。
3. 支援の対象となる主要施設（輸入促進基盤施設）
  - (1) りんくう国際物流センター（H7開業予定）
    - 事業規模，219億円
    - 資本金；50.9億円
    - 施設内容；共同荷さばき・保管施設，事務所，展示場等
  - (2) りんくうタウンジュエリーマート（H9開業予定）
    - 事業規模；335億円
    - 資本金；12億円（既存法人である関西国際空港ビルディング㈱）
    - 施設内容；輸入品卸・小売施設，輸入品加工施設等

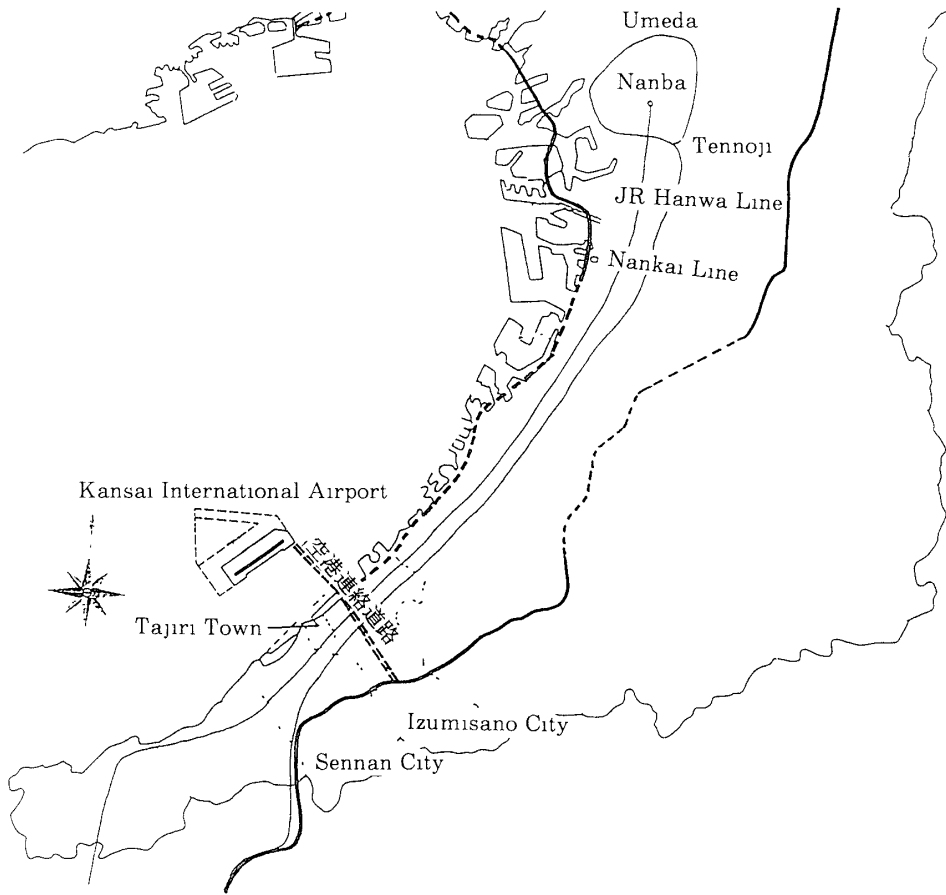


出所：通商産業省

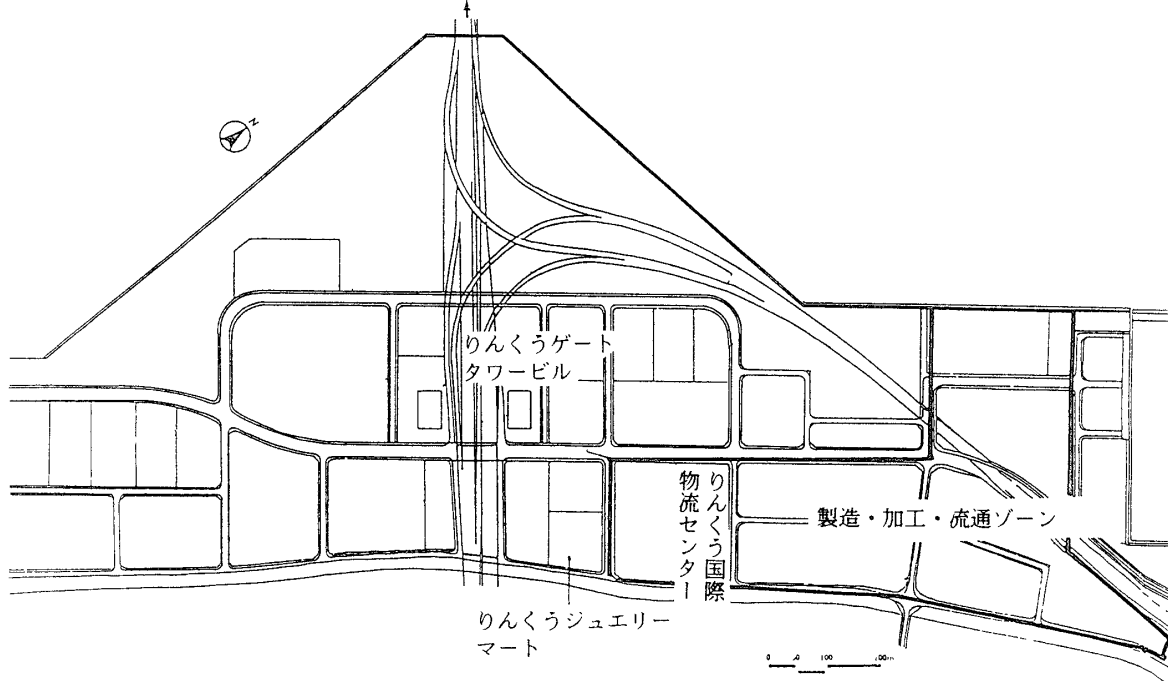
いては国際会議場，国際見本市施設などの国際経済交流施設を地方公共団体などによって整備されることになっている。

平成4年度に承認を受けた大阪府，大阪市，神戸市，愛媛県，北九州市，長崎県以外に平成4年度に調査が実施された地域が10地域ある。それは茨城県（常陸那珂港プロジェクト），静岡県（清水港プロジェクト），富山県（伏木富山港プロジェクト），石川県（金沢港プロジェクト），福井県（敦賀港プロジェクト），京都府（舞鶴港プロジェクト），広島県（新広島空港プロジェクト），山口県（下関港プロジェクト），熊本県（熊本空港プロジェクト），大分県（大分港プロジェクト）などである。

第20図 りんくうタウン位置図

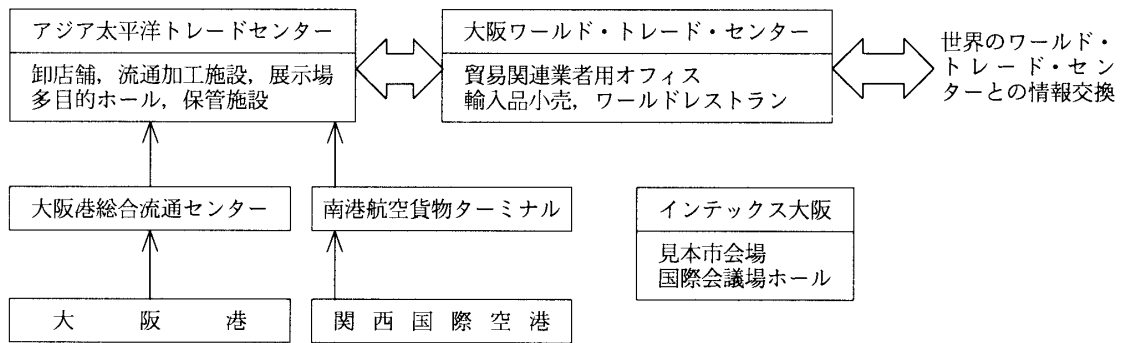


第21図 りんくうタウン北地区  
空港連絡橋



第 22 図 大阪市 FAZ の概要

1. 設定される輸入促進地域：大阪市住之江区、港区、大正区、此花区（大阪港地域）
2. 地域整備の概要
  - (1) 西日本最大の消費地を背景とした大阪港地域を製品輸入や国際経済交流の拠点として、また、輸入品の物流の拠点として総合的に整備する。
  - (2) このため、輸入品の卸売業者の集積によって新たなマーケットを創造するアジア太平洋トレードセンター、貿易関連業者及び輸入品小売業者の集積を図る大阪ワールドトレードセンターの建設を進めるとともに、輸入ビジネスの機能を補完するものとして大規模国際見本市施設であるインテックス大阪の機能強化を図る。
  - (3) また、以上の輸入ビジネスの振興を物流面から支え、大阪港地域の輸入基地としての機能を一層充実させるため、海上貨物を扱う大阪国際流通センターを活用するとともに、航空貨物を取扱う南港航空貨物ターミナルの機能強化を図る。
3. 支援の対象となる主要施設（輸入促進基盤施設）
  - (1) アジア太平洋トレードセンター（ATC；H 6 開業予定）
    - 事業規模；1,500 億円
    - 資本金；221 億円
    - 施設内容；輸入品卸店舗、流通加工施設、多目的ホール等
  - (2) 大阪ワールドトレードセンター（WTC；H 6 開業予定）
    - 事業規模；1,000 億円
    - 資本金；50 億円
    - 施設内容；貿易関連業者用オフィス、輸入品小売店舗、ワールドレストラン

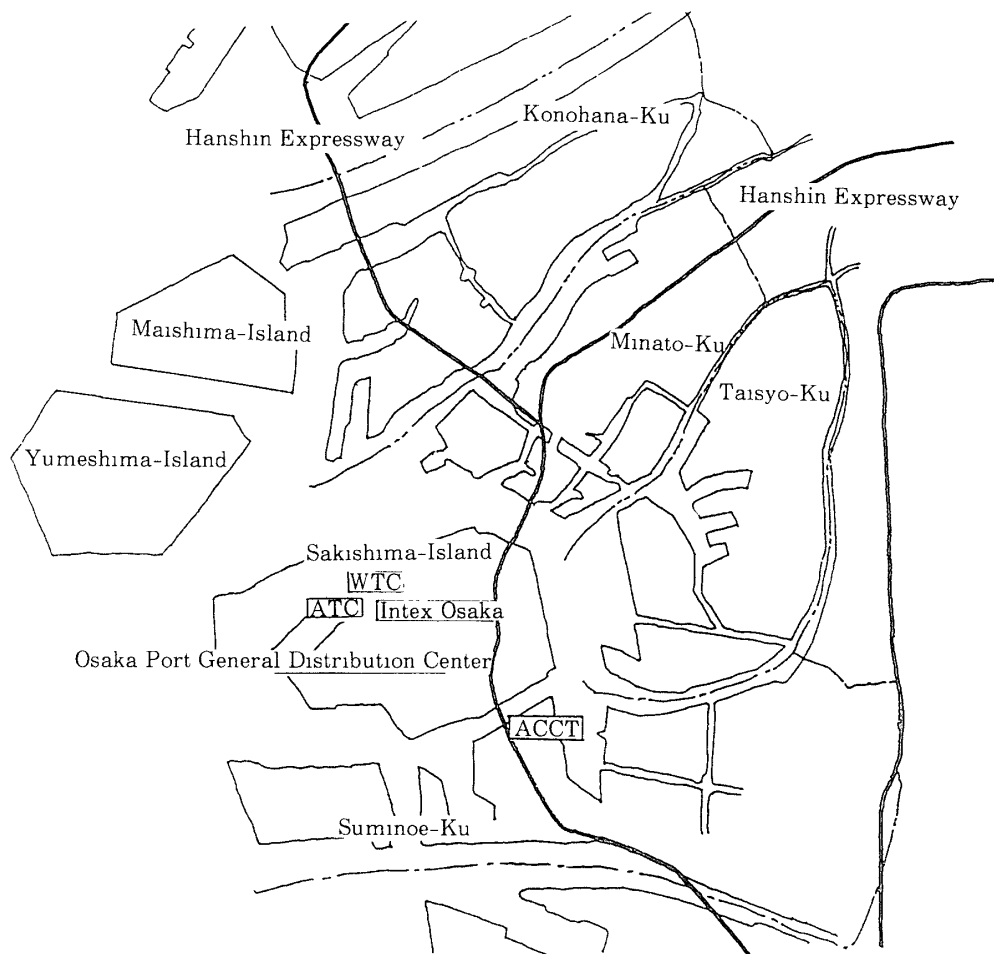


出所：第 20 図に同じ

さて、それではこのようなフォーリン・アクセス・ゾーンの現在の進捗状況はどのような状況であろうか。大阪市南港地域で着々と建設が進むアジア太平洋トレードセンター（略称 ATC）は、94 年 4 月の開業に向けて、現在着々と準備を進めている。完成後は国内外のさまざまな企業が進出し、国内初の総合卸売施設として輸入品を中心とした一大流通基地となる。中でも距離的に近く潜在的な経済成長力を秘めたアジアからの進出企業の重要性は極めて高い。

フォーリン・アクセス・ゾーンの指定を受けた利点を生かしてアジア企業が日本に販路を開拓していく上での橋渡し役を ATC が果たそうとしている。ATC は、大阪市が資本金の 33.9%を出し、残りを伊藤忠商事、ダイエー、日本開発銀行などが出資して、第三セクター方式で設立した。12 階建ての A 棟と 6 階建ての B 棟で構成し、延べ床面積 33 万 5,000 平方メートル、総工費 1,500 億円という大阪湾ベイエリア開発を代表する大型プロジェクトである。「国際卸売マーケット」と名付けた A 棟は、3 階から 12 階において衣料、インテリア、レジャーという 3 分野の業者が会員の小売業者を対象に商品を販売する。小売スペースとなる A 棟 2 階部分には、地域輸

第23図 アジア太平洋トレードセンター位置図



入促進センター、情報センター、海外製品のオフプライストアーなどを設置する。ATCは、アジアから進出してくる企業にとっても日本のバイヤーにとっても輸入ビジネスのゲートウェイとなることを目指しているのである。

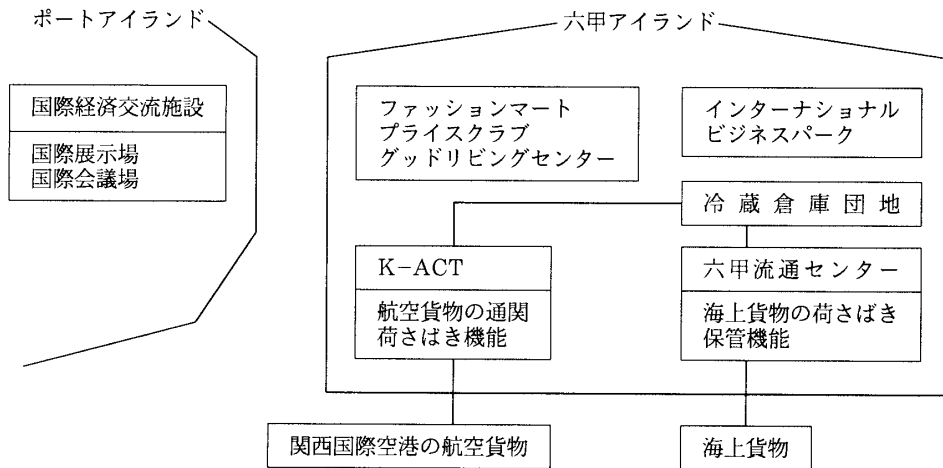
国際卸売マート（ITM）の賃料に関しては国内企業に対しては3.3平方メートル当たり月額1万7,000円から1万7,500円（共益費別）に設定しているが、海外企業には、同4,000円と破格の条件を提示している。現在ITMの出店を予定している海外企業は、地域を含め18カ国の国と地域より構成され、67社にのぼっている。このうち台湾・25社、韓国・10社など12カ国の国家と地域でそのうち60社をアジアが占めている。ATCでは日本での営業実績のない企業に対してもきめ細かな支援体制をとり、第三セクターの特性を生かした本当の意味での輸入拡大・国際交流の支援施設を目指している。

A棟2階の地域輸入促進センターでは、アジア各国の優秀なデザイナーを発掘してきて、アンテナショップを開店させるアジアコレクション事業を大阪市と共同で展開することになっている。約1,200平方メートルのスペースにブティック、雑貨店を中心に16～17店が並ぶ計画となっ



第24図 神戸市FAZの概要

1. 設定される輸入促進地域：神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区（神戸港地域）
2. 地域整備の概要
  - (1) 六甲アイランド、ポートアイランドを中心とする神戸港地域を航空貨物も含めた総合的な輸入貨物の流通の拠点として、また、生活関連用品を中心とした輸入ビジネスの拠点として総合的に整備する。
  - (2) このため、関西国際空港の開港に合わせて、新たに航空貨物の荷さばき・通関を行うための「神戸航空貨物ターミナル」、コンテナバースの整備に伴い不足する海上貨物取扱機能を充実させるための「六甲国際流通センター」、また、生鮮輸入貨物を保管するための冷蔵倉庫団地の整備を図る。
  - (3) また、既存の衣料品の卸マートである「神戸ファッションマート」、日用雑貨、食品衣料品等の展示・小売店であるプライスクラブに加えて住宅関連商品の卸売拠点となるグッドリビングセンターを新たに建設し、これらの機能の集積により、生活関連用品輸入ビジネスの振興を図る。
  - (4) これらの機能を補完するため、ポートアイランドにある神戸国際展示場等の国際経済交流施設を活用するとともに、外資系企業オフィス、国際会議場からなる「インターナショナルビジネスパーク」を整備する。
3. 支援の対象となる主要施設（輸入促進基盤施設）
  - (1) 神戸航空貨物ターミナル（K-ACT；H6開業予定）  
事業規模；80億円  
資本金；24億円  
施設内容；航空貨物荷さばき・保管施設、航空貨物取扱事業者用オフィス
  - (2) 六甲国際流通センター  
事業規模；100億円（複数事業者による合築方式）  
施設内容；海上貨物荷さばき・保管施設、流通加工施設
  - (3) 冷蔵倉庫団地  
事業規模；120億円  
施設内容；冷蔵保管施設



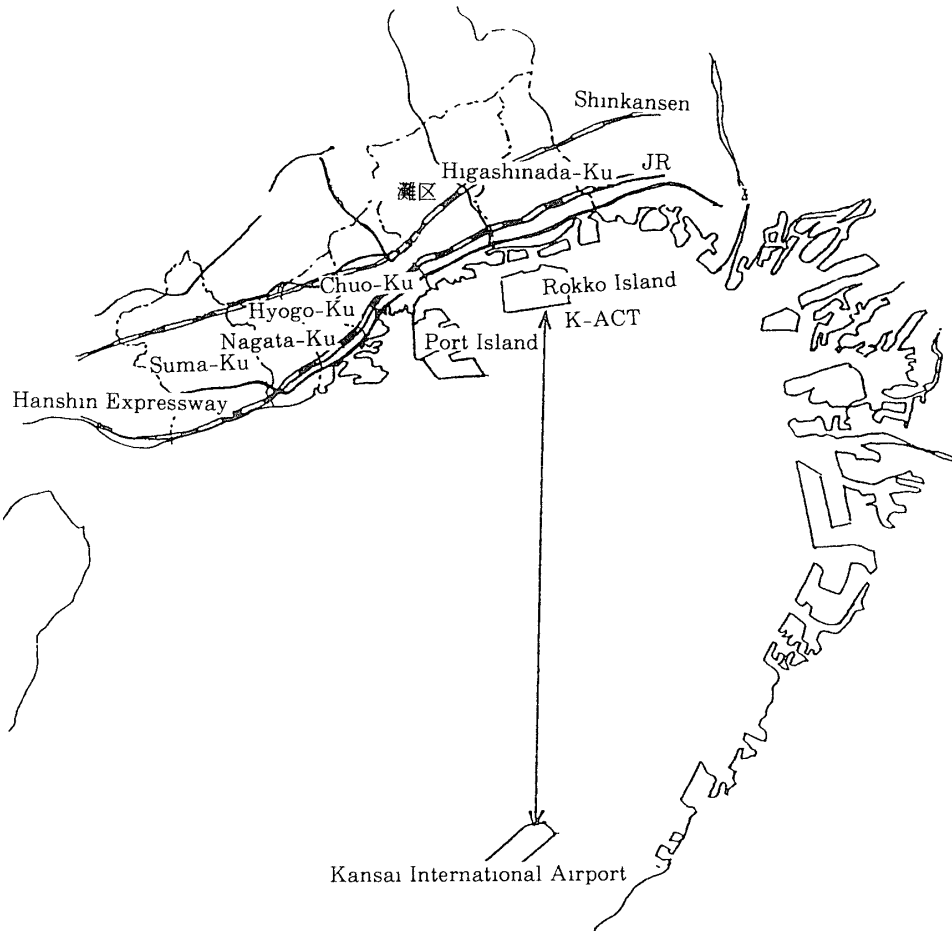
出所：第20図に同じ

ている。

大阪府が関西国際空港の対岸に造成中のりんくうタウンも外資の誘致を進めている。バブル崩壊のあおりで企業の進出計画撤回が相次いだり、アジアを中心に知事、副知事らのトップセールスなどで巻き返しをはかっている<sup>(15)</sup>。すでに国際流通グループ・ヤオハンが中心となる輸入品ショッピングセンターの建設が決定したほか、大和銀行グループと米国に本社を置くチョイスホテルズ・インターナショナルの都市型ホテル建設計画も浮上している。

これらの施策は我が国の国際収支の不均衡を輸入拡大を通して中・長期的視点から改善してい

第 25 図 六甲アイランド位置図



こうとするものである。現在の不況下で国内企業の設備投資が冷え込む中で、各地の自治体が外国企業の誘致に積極的に動き始めたことをも意味している。日本企業の海外進出による産業空洞化を補うとともに、地域の国際化、消費水準の高度化をはかり、生活水準の豊かさにつなげたいとのねらいもある。

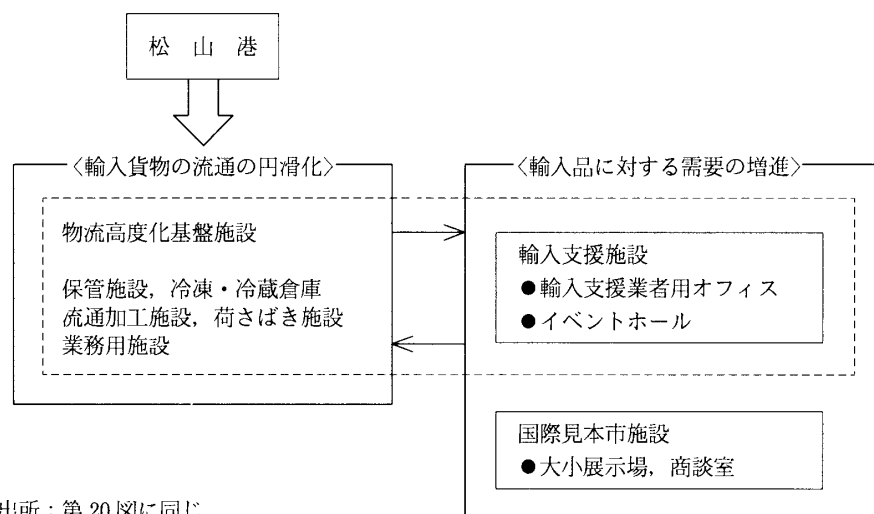
周知のように我が国の貿易黒字の縮小が思うように進まず、円高と産業空洞化が進展している。したがって、今後フォーリン・アクセス・ゾーンの指定を受け、地域経済の活性化をはかろうとする地域が増加することが予想される。政府としても輸入拡大政策の重要な柱として支援体制を強化していくことになる。

事実、政府は今年1月に輸入拡大政策を一段と強化することを発表した。これは、①輸入促進地域（FAZ）など輸入関連基盤を整備するための産業基盤整備基金を積み増す。②外国企業の参入を円滑にするため、総合輸入促進センターなどの輸入関連施設を増設拡充する。③輸入促進税制、融資制度を強化することなどが柱となっている。

輸入関連基盤の整備では、空港・港湾での荷さばき、保管機能などを備えたフォーリン・アクセス・ゾーン（FAZ）の整備を前倒し実施する。産業基盤整備基金に約40億円を積み増して、

第 26 図 愛媛県 FAZ の概要

- 1 設定される輸入促進地域；愛媛県松山市（松山港地域）
2. 地域整備の概要
  - (1) 今後整備が進められる松山港を活用して，同地域を四国・瀬戸内地域の輸入貨物流通の起点として，特に，中国，韓国，台湾，東南アジア等からの輸入の基地として整備する。
  - (2) このため，日用品や農水産品を中心とする輸入貨物の荷さばき・保管のための「物流高度化基盤施設」を整備するとともに，輸入関連事業者の集積，輸入に関連した各種イベント等の開催のための「輸入支援施設」を整備し，輸入に係る事業の円滑化や需要の増進を図る。また，これらの施設の整備主体として新たに愛媛 FAZ 開発㈱を新たに設立する。
  - (3) 以上のような物流・商流一体となった地域の輸入の促進を支援するため，同地域に大規模見本市施設を整備する。
3. 支援の対象となる主要施設（輸入促進基盤施設）
  - (1) 物流高度化基盤施設（H 7 開業予定）
    - 事業規模；72 億円
    - 資本金；32.8 億円（愛媛 FAZ 開発㈱）
    - 施設内容；荷さばき・保管施設，冷凍・冷蔵倉庫，流通加工施設，業務用オフィス
  - (2) 輸入支援施設
    - 事業規模；11 億円
    - 資本金；32.8 億円（愛媛 FAZ 開発㈱）
    - 施設内容，貿易・流通業務用オフィス，イベントホール

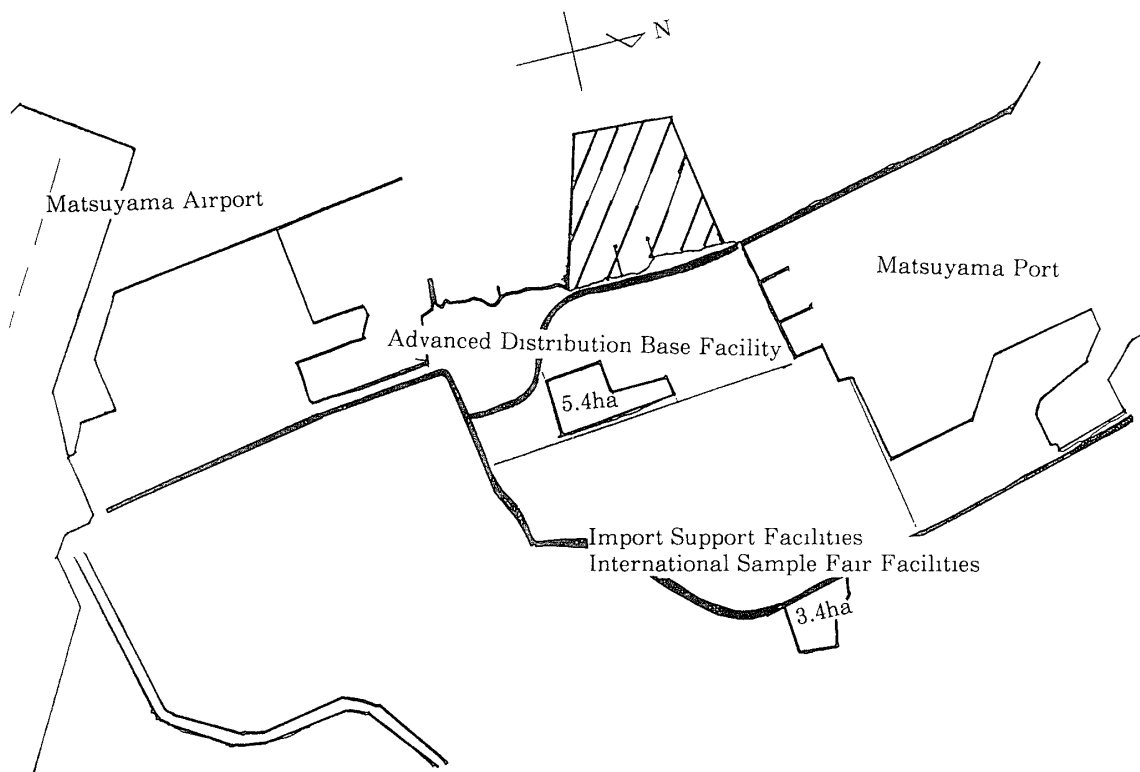


関西国際空港や神戸港地域など現在着工中の 6 地域の設備費や建設費の一部に充てるほか，93 年度内に計画の承認が内定している地域についても土地造成などの準備を進める。また，外国企業の日本市場への参入を円滑にするため，輸入関連施設を増設する。事務所の無料提供や輸入商品の展示販売などを実施する総合輸入促進センターを 2 カ所，地域輸入促進センターを 3 カ所それぞれ増やすほか，輸入住宅展示場を新たに 4 カ所設置しようとする政策である。

輸入関連基盤施設の充実は，製品輸入の拡大に大きく寄与するとの認識から，通産省は施設整備のための資金として第 3 次補正予算に，総額 100 億円程度織り込みたいとの考えで，現在大蔵省との調整にあたっている。

対日投資を促進する外国企業や輸入業者を対象にした既述の優遇税制，政策金融も強化するこ

第 27 図 松山港位置図



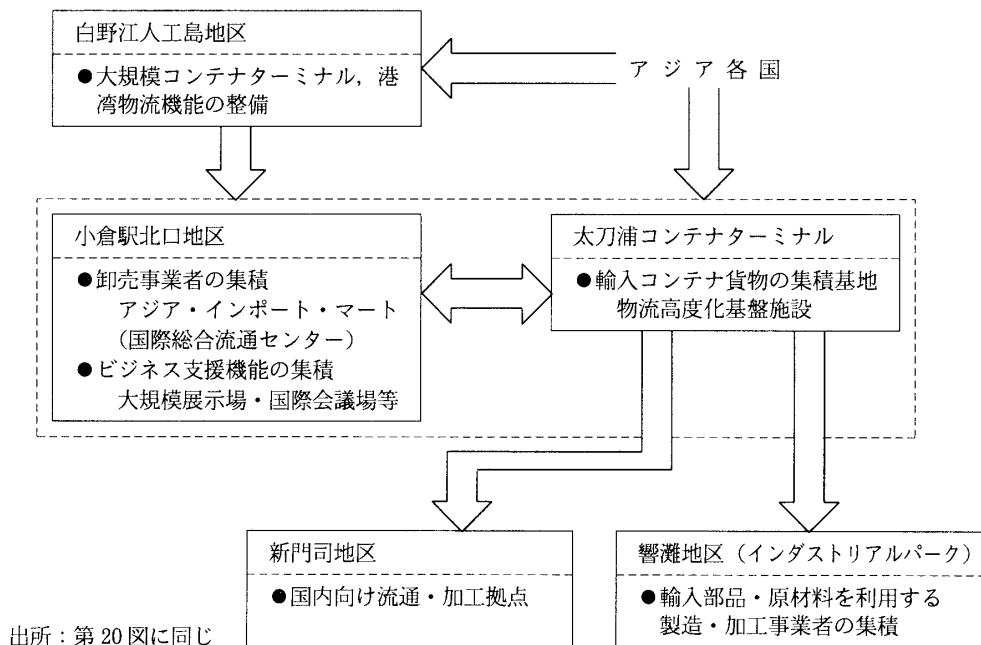
とにしている。製造業や卸売業など外国製品の輸入業者を対象とした製品輸入促進税制を95年3月末以降も延長し、輸入住宅や自動車部品の一部など多角的貿易交渉（ウルグアイラウンド）の場などで、関税の即時撤廃が決まった品目を新たに税額控除などの対象に加える考えである。また、外国企業の日本国内での売り上げの前年比増加額の一定割合を税額控除する優遇税制の94年度中の創設をも予定している。

さらに、融資制度では昨年末に創設した日本開発銀行の輸入促進基盤強化融資制度などに加え、本年6月に期限切れとなる中小企業国民金融公庫の輸入販売円滑化貸付制度の95年3月末までの延長を認める方針である。

前述した輸入インフラの整備として期待される輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）は、どの程度輸入拡大に貢献するであろうか。そこで日本の輸入促進地域とほぼ同じ機能をもつ米国のフォーリン・トレード・ゾーンを例に<sup>(16)</sup>、輸入促進の効果を見てみると、フォーリン・トレード・ゾーンの製品取扱額は、71年度には2億ドル強に過ぎなかったが、80年度には50億ドル、83年度には100億ドルを突破し、89年度には1,615億ドル、90年度は1,888億ドルへと急増している。この米国における実績から判断すれば、フォーリン・アクセス・ゾーンも輸入拡大に中・長期的には大きな効果をもたらすことが期待できる。しかし、これがうまく機能するかどうかは第三セクターとしてどのような明確な運営コンセプトを打ち出すことができるか、また可能な限り市場原理を導入し、民間企業にオペレーターとしての中心的役割を担わされる

第28図 北九州市FAZの概要

1. 設定される輸入促進地域；門司市，小倉北区，若松区，戸畑区（北九州港地域）
2. 地域整備の概要
  - (1) 太刀浦地区，新門司地区及び白野江地区における輸入貨物物流機能の充実，小倉駅北口地区への輸入商流機能の集積，響灘地区における輸入品加工・組立機能の集積を図り，北九州港地域を総合的な輸入促進拠点として整備する。
  - (2) このため，輸入の増加が見込まれるアジア地域からの生活関連商品のコンテナ貨物の荷さばき・保管機能を確保するため，太刀浦コンテナターミナルに「物流高度化基盤施設」を整備する。また，輸入品を取り扱う内外の卸・小売業者を集積して新たな輸入ビジネス・チャンスを創造するため小倉駅北口に「アジア・インポート・マート（福岡県国際総合流通センター）」を整備する。これらの施設の整備主体として，新たに北九州FAZ<sup>(※)</sup>を設立する。
  - (3) このほか，物流機能強化のため，九州最大のフェリー・ターミナルである新門司地区を輸入貨物の国内配送拠点として整備するとともに，輸入ビジネス支援のため，小倉駅北口地区に大規模見本市施設を整備する。
  - (4) 将来的には，響灘地区に輸入部品・輸入半製品の組立・加工を行う事業者を集積させるインダストリアルパークを，白野江地区に港湾物流機能増強のための沖合人工島整備を行う。
3. 支援の対象となる主要施設（輸入促進基盤施設）
  - (1) 物流高度化基盤施設（H7開業予定）  
事業規模；62億円  
施設内容；荷さばき・保管施設，流通加工施設等
  - (2) アジア・インポート・マート（H8開業予定）  
事業規模；151億円  
施設内容；卸売施設，インテリジェントオフィス，情報提供施設



ことができるかどうかが大きなかぎとなる。

### おわりに

以上，これまで貿易摩擦と我が国の貿易動向について考察し，ついで我が国の輸入拡大政策について分析した。そして，我が国の外国企業参入支援策と輸入促進地域について考察した。

第 29 図 小倉駅北口地区位置図



大蔵省が2月16日に発表した1月の貿易統計速報（通関ベース）によると、輸出額から輸入を差し引いた輸出超過額（出超額）は前年同月比17%増の61億500万ドルとなった。これは1月として過去最高の水準である。出超額が前年同月の水準を上回ったのは、2カ月連続である。ドル表示の出超額は昨年11月に2年11カ月ぶりに減少したが、再び増加に転じていることに注目する必要がある。また、このところの円高傾向が続けば、今後再びドルベースでの出超額が急増することが予想される。

出超額を地域別に見ると、アジア向けが同98.8%増と際立った伸びを示している。半導体など電子部品の輸出が急増していることに加え、中国やシンガポールに大型の船舶を輸出したことによる一時的な増加要因も影響した。米国向けの出超額も同7.0%と8カ月連続の増加を示している。

1月の輸出総額は同7.5%増の259億2,900万ドルで、これは日本企業が海外工場に部品などを供給する、いわゆる企業内貿易が増えていることや、米国、アジアのハイテク企業が増産傾向を強めていることなどを反映して、原動機（前年同月比27.1%増）や半導体などの電子部品（同39.2%）などが好調であったためである。

一方、輸入総額は同4.8%増の98億2,400万ドルとなっており、半導体など電子部品（同50.5%増）や自動車（42.9%）などの増加が目立つものの、価格低落の続く原油などは同21.9%減と大幅に減っている。

第30図 長崎県FAZの概要

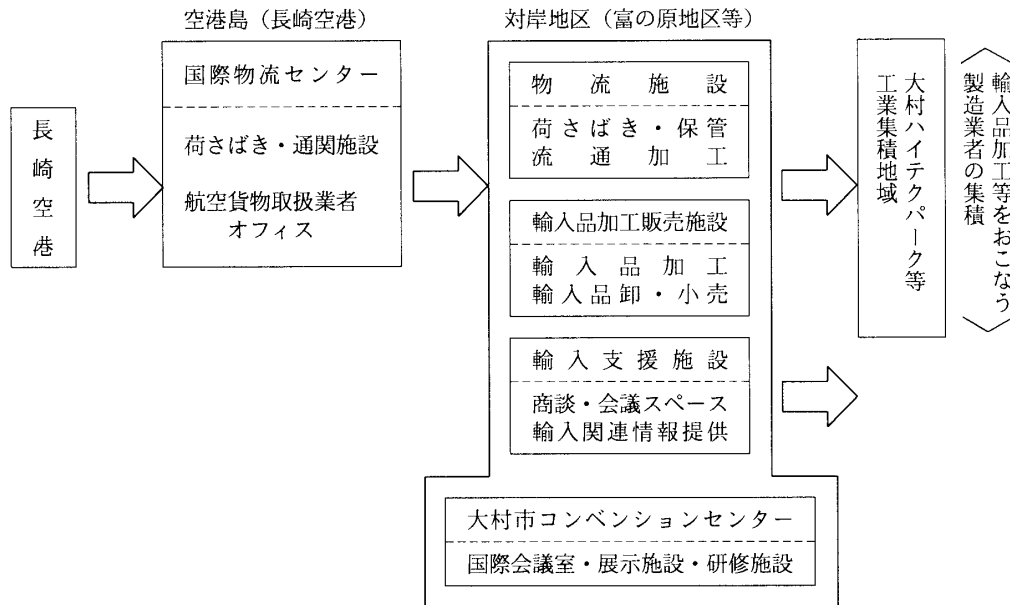
1. 設定される輸入促進地域；長崎県大村市（長崎空港地域）
2. 地域整備の概要
  - (1) 長崎空港地域を、九州地域における航空輸入貨物の拠点とするとともに、空港の機能を活用し輸入品を調達して事業を行う製造業者、卸・小売業者等を集積させる地域として整備する。
  - (2) このため、航空輸入貨物の荷さばき・通関の機能、航空貨物取扱事業者のオフィスを備えた「長崎空港国際物流センター」を整備し、輸入貨物の流通の円滑化を図るとともに、空港を活用して輸入の事業を行う者（製造、卸・小売業者）の利便性を高めることによって、それら事業者の同地域への立地を促進する。
  - (3) また、航空輸入貨物の増加にあわせて、将来的には、同地域において貨物を高付加価値化して分散するための流通加工施設、輸入貨物の商業流通機能を充実させるための輸入支援施設等を段階的に整備するとともに、国際的な経済交流を推進するためのコンベンションセンターの整備を行う。
3. 支援の対象となる主要施設（輸入促進基盤施設）
 

長崎空港国際物流センター（H6開業予定）

事業規模；14.8億円

資本金；10億円

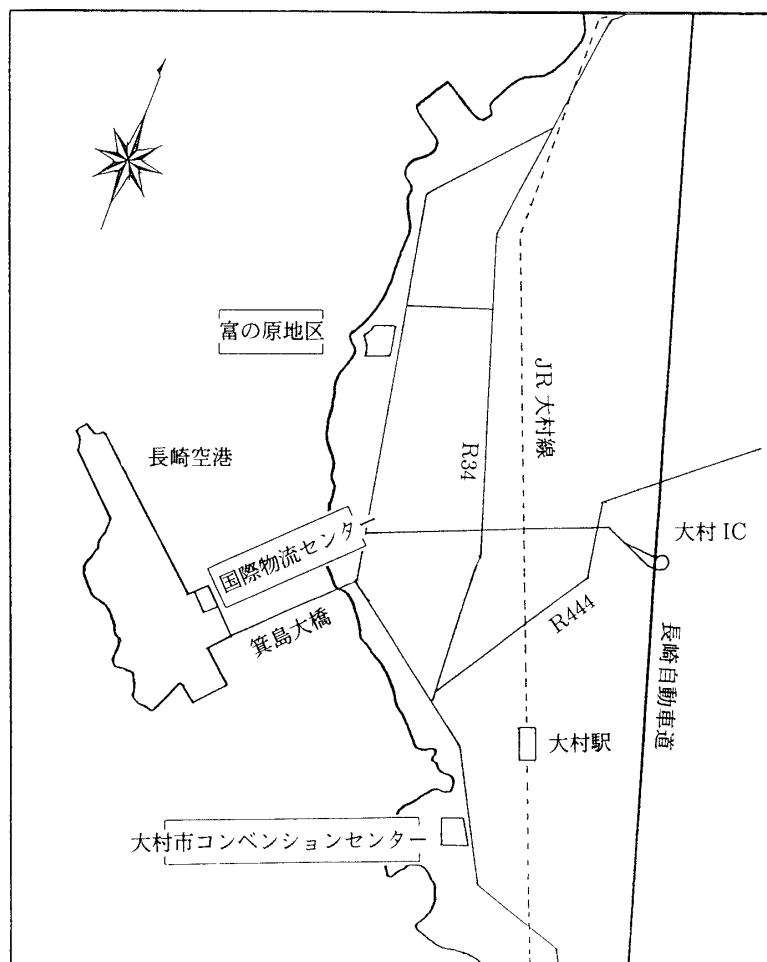
施設内容；荷さばき・保管施設、航空貨物取扱業者オフィス



一方、円表示の出超額は同4.1%増の6,864億円で、2カ月連続の増加となった。円表示の出超額は昨年8月以降、4カ月連続で前年同月の水準を下回っていたが、12月から再び増加に転じた。円高を背景に、輸出品の価格は昨年4月以来二桁の低下が続いているのに対して、輸出数量はむしろ増加している。しかし、価格の下落幅が大きいことが影響して、輸出額が減少し、出超額を押し上げている形となっている。

また、米国商務省が2月17日に発表した米国の貿易収支統計によると、1993年は年間で1,157億7,700万ドルの赤字となり、赤字幅は前年比較37.0%の増加となっている。これは1988年の赤字額1,185億ドル以来5年ぶりの高水準となった。ちなみに1993年の対日赤字は前年比19.60%増の593億1,820万ドルとなっている。これは過去最高であった1987年の赤字額563億ドルを上回っており、過去最高となっている。

第31図 長崎空港周辺位置図



1993年7月5日号の「ニューズウィーク」は、米国の貿易赤字についての米国内の世論調査の結果を掲載している。これによれば、米国人の56%の人が対日赤字の責任は日本の不公正貿易政策にあると指摘している。前回（1989年5月）の調査の同じ質問に対する回答は41%であったので、その間15ポイントも上昇したことになる。

また総理府が93年10月に行った日米経済摩擦に関する調査によると、第32図のように日米経済摩擦についての対応には米国の対応にも理があるとする答えが前回よりも6.3ポイント上がって、過去最高の36.8%に達した。一方、米国は感情的な対応をしているが35.2%で、前年より7.2ポイントダウンしている。1989年の調査以来4年ぶりに「理がある」が「感情的」を上回った。20歳代では半数近くが「理がある」と答えるなど、年齢が若いほど米国に理解を示している結果となっている。

我が国の市場開放については、欧米諸国とのバランスを考慮して実施すべきだ（22.1%）、自由貿易体制を守るため市場開放を進めるべきだ（19%）など、市場開放の実施を求める意見が半数以上に達している。また、大幅な貿易黒字には、4分の3以上が減らすべきだとしている。



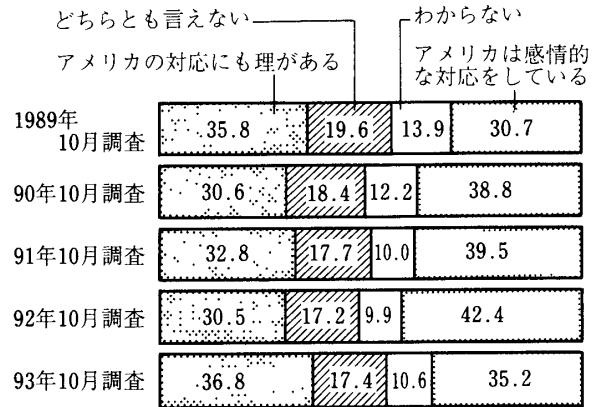
前述したように、我が国の貿易黒字がこのところ拡大傾向をみせており、このまま推移すれば米国の保護主義傾向はさらに強くなり、我が国への経済制裁の問題が浮上してくることが予想される。実際、米国政府は自動車電話、携帯電話の日本市場参入問題で<sup>(17)</sup>、対日制裁手続きを開始することを決定した。さらに、包括通商法スーパー 301 条（不公正貿易国・行為の特定・制裁）を 3 月 3 日に復活させた（新スーパー 301 条の手続きについては第 33 図参照）<sup>(18)</sup>。また、日本市場の開放度を計測する独自の指標の設定に動いている。

したがって、我が国としては黒字を減らすためのより一層の内需の拡大が求められている。そのためには、まず 10 兆円程度の大規模の所得税減税を早急に実施するとともに（減税の財源となる消費税は景気回復後に実施する）、将来の高齢化社会、情報化社会に適応する未来型社会資本への集中投資を中心とする緊急経済対策を実施することである<sup>(19)</sup>。さらに、規制の緩和、許認可事項の削減、流通機構の簡素化などを通して市場開放をさらに進めることも重要である。規制の見直しは民間活力を最大限に引きだし、企業の新規分野への参入を促進し、経済の活性化、効率化を図るために重要である。そのためにも現行規制は消費者保護や環境保護のための規制以外は原則撤廃を基本理念にゼロベースで見直すくらいの大膽な発想が必要であろう。

また、市場開放については、非関税障壁の撤廃、農産物の輸入自由化の促進、対日直接投資の拡大策をさらに強化して実施すべきである。これは対外不均衡の是正を促し、外国企業との競争を通して内外価格差<sup>(20)</sup>を縮小させ、我が国の消費者の利益を高め、結果として我が国国民の生活の質を高めることにもなる<sup>(21)</sup>。

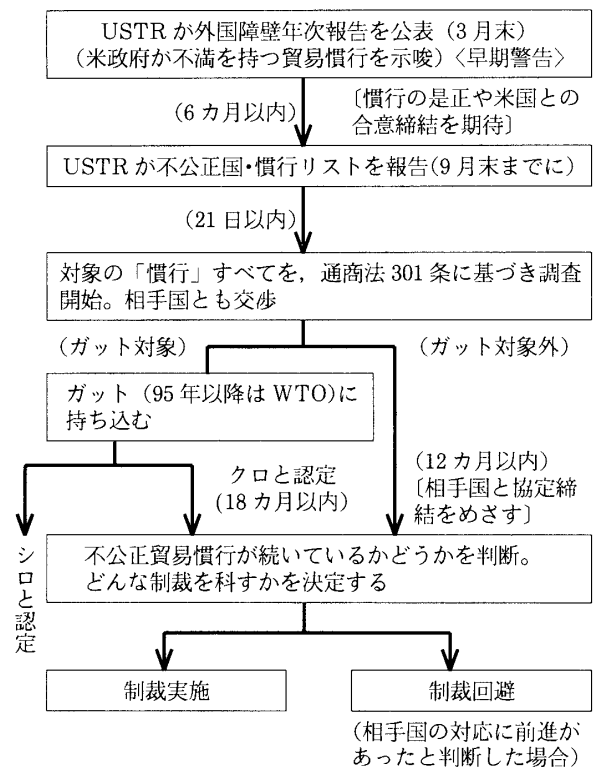
今まさに、世界に向かって規制なき市場の確立と貿易黒字削減への明確な政策の提示が要請さ

第 32 図 日米経済摩擦についての意見  
(数字は%)



出所：総理府（朝日新聞 1994 年 2 月 14 日）

第 33 図 新スーパー 301 条の手続き



出所：『朝日新聞』1994 年 3 月 5 日

れているのである。

《注》

- (1) United States Government [1994] “*Economic Report of President*” February.
- (2) 特定製品やサービスの日本への輸出額や日本市場でのシェアについて数値目標を設定することは管理貿易につながり、日本の国益にとっても世界の貿易システムの健全な発展にもマイナスである。実際、ニューヨーク・タイムズやワシントン・ポスト紙においても、数値目標に対しては疑問が提示されている。  
「*New York Times*」1994. 2. 6, 「*Washington Post*」1994. 1. 30 参照。
- (3) 故前川春男日銀総裁を座長とする国際協調のための経済構造調整研究会が、当時の中曽根首相に提出した1986年4月の報告書。我が国の黒字貿易削減のため「内需拡大と国民生活の質的向上」をうたい、具体的な政策を内外に示した。  
しかし、モノとカネの自由化に力点を置いたため、その意に反してバブル経済を助長する結果となった。このような反省から、昨年末平岩経団連会長を座長とする経済改革研究会が、日本の過度の黒字の累積は世界経済の需要不足を促進するとの観点から、内需の拡大、規制の緩和、外国企業の参入促進等を中心施策とする「平岩レポート」を提出した。
- (4) 「日本経済新聞」1993年7月25日参照。
- (5) 経済企画庁によると、経済企画庁と米国大統領諮問委員会（CEA）との経常収支問題の共同研究に関する協議で、「最近の米国の貿易赤字の拡大は、米国と日欧との景気循環のズレが主因」との認識で一致したとこのことである。「日本経済新聞」1994年1月20日。
- (6) 米国商務省が3月1日に発表した、昨年10月～12月期の実質国民総生産（GDP）の伸び率の改定値（季節調整済み、前期比年率）は7.5%で、速報値に比べて1.6ポイントの大幅上方修正となった。これは1984年1～3月期の7.9%以来、およそ10年ぶりの高い伸びである。  
個人消費や民間の設備投資、住宅投資等の内需が拡大したのと輸出が好調に推移したためである。この結果、1993年の年間成長率も3.0%となった。これは88年以来5年ぶりの高い成長率である。
- (7) これは、経常黒字は、その国の総貯蓄と国内総投資の差に等しい、という考え方。投資（Investment）と貯蓄（Saving）の頭文字をとってISバランスと呼ぶ。この総貯蓄と総投資の差は、国民経済を構成する多数の企業、家計、地方自治体、政府などのそれぞれの貯蓄と投資の差額を合計したもののだが、これは同時に国民総生産（GNP）と国内総需要の差にも等しく、結果的に経常収支を表すことになる。  
米国の個人貯蓄率は、92年平均4.8%で、日本の3分の1程度と低い。ISバランス論では、この貯蓄率の低さが米国の経常赤字の原因の一つにあげられる。逆に、日本は貯蓄率が高いために、国内投資で吸収されず、経常黒字を生んでいると説明される。
- (8) 米国通商代表部次席代表のシャーリーン・バシェフスキー氏は、日本市場が米国やヨーロッパ諸国と比べて全く異なっていることを指摘している。その一つが、製品輸入比率である。1991年のアメリカの製品輸入額は、国内総生産（GDP）の6.9%であったのに対し、日米を除く先進7カ国平均で7.4%であったが、日本はわずか3.1%にすぎないことを指摘している。
- (9) 詳細は『輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案関係資料』参照。
- (10) 1992年10月14日にフォルクスワーゲン・アウディ社の日本拠点となるインポートセンターが、愛知県豊橋市にオープンした。これは年間10万台の処理能力を有する新車整備工場を中心とする延べ2万7千平方メートルの大規模なものである。
- (11) 円高等によるコストの上昇から、このところ外資系企業の対日直接投資は、金額、件数ともに減少傾向にある。米イーストマン・コダック社は、1993年に研究者を中心に3千人の従業員を削減した。

また、米大手半導体メーカーのテキサス・インスツルメント（TI）は、汎用品である DRAM の生産を日本からシンガポールにシフトさせている。日本アイビーエムも藤沢事業所で生産していたパソコンなどの外部記憶用小型ハードディスクをタイの協力企業に移管している。さらには、米国化学大手のモンサントのように、円高によるコストの上昇から、日本市場から撤退した企業もある。

- (12) 元米国通商代表補代理で現在日米国商工会議所副会頭のグレン・フクシマ氏は、米国企業、特に工業製品を扱う外国企業から見ると、我が国に対する外国企業の参入障壁には三つのレベルがあることを指摘している。すなわち、①政府の障壁、②構造的、組織的、制度的障壁、③心理や態度の障壁である。

第1の政府の障壁は、関税、割当、基準、輸入手続き、規制の緩和等で、かなりの程度改善されたが、第2の障壁である系列やなれ合い的業界団体の性質、行政指導、天下りによる官僚と管轄業界の密接な関係が新規の参入者、とりわけ外国からの市場参入を困難にしていることを指摘している。さらに、第3の障壁である国産重視の姿勢や日本独自の基準や仕様、調達先決定に際しての売り手の信頼性、確実性、納期及び納入条件、アフターサービス、メンテナンス等、品質や価格以外の要素が重視されている点を指摘、新規参入優遇策の必要性を提言している。「日本経済新聞」1993年11月11日。

- (13) 株式会社対日投資サポートサービスは、直接投資を含めた経済交流を双方向に進め、より緊密な相互依存関係に立脚した国際経済関係を構築するため、対日進出に当たって困難とされる制度、商慣行、労働慣行等の相違を踏まえ、このような点に関する支援サービスを総合的に外資系企業に提供していく目的で設立された。この会社は「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」（92年7月施行）第8条第5号の規定に基づき政府出資を受けて設立されたものである。

取締役会長・盛田昭夫（ソニー㈱代表取締役会長）

代表取締役社長・堺司（前日揮㈱専務取締役）

専務取締役・高田健次郎（前JETRO大阪本部長）

常務取締役・金子家隆（前さくら銀行札幌支店長）

監査役・三枝英夫（新規事業投資㈱監査役）

監査役・前川修進（東京銀行常務取締役）

英文名は、「FOREIGN INVESTMENT IN JAPAN DEVELOPMENT, INC」と称する。会社設立時資本金は、産業基盤整備基金からの5億円、民間から3億3,200万円あわせて8億3,200万円。なお、設立後においても民間からの出資が追加され、1993年度末の資本金は9億数千万円となる見込みである。

- (14) 沖縄・那覇地区は、1988年に沖縄振興開発特別措置法によって那覇空港に隣接して、自由貿易地域（フリー・トレード・ゾーン）がつくられた。外国からの原材料や製品を購入しても地域内にある限り関税がかからない保税地域に指定したうえで、税制や金融面で優遇し企業を立地させた。しかし、敷地面積が狭く（2万6690・90平方メートル）、集積効果を得ることができなかった。入居28社のうち、これまでに7社が撤退し、残る企業でも黒字の企業は1社だけである。ちなみに、1992年の実績は搬入24億円、搬出が23億円という不振であった。

- (15) りんくうタウンの分譲の遅れで、地元の泉佐野市は1994年から7年間の財政収支予測によると、固定資産税、都市計画税など税収は7年前の予測に比べて115億円（48%減）の減収見通しとなっている。94年度から7年間に35億円の財源不足となるので、財政調整基金などの取り崩しで黒字を維持する予定だという。

また、りんくうタウンの土地造成に5,500億円を投下した大阪府も財政負担が大きくなっている。したがって、今後の景気の回復と一層の誘致の拡大が重要となってくる。

- (16) 清成忠男編『輸入促進地域の形成方策』財団法人東北産業活性化センター、平成4年11月参照。  
 (17) 携帯電話をめぐる日米摩擦は、89年の「日米合意」に端を発する。同合意は首都圏と中部圏でも米

モトローラ方式の電話用に新たな周波数を割り当てることなどを決めた。これに基づき 91 年から、すでに NTT 方式のサービスをしていた日本移動通信 (IDO) がモトローラ方式の併用を始めた。

しかし、NTT 方式の加入者が約 31 万件であるのに対し、モトローラ方式は約 1 万件にとどまっていることから、米側は強い不満を表明。周波数の移行などを要求したが、日本側は「実行不可能」と拒否した。米国は 2 月 15 日に、「日本は同等の市場参入機会を与えているという 89 年の日米合意に違反している」と発表し、現在対日制裁の検討に入っている。日本側は「違反の事実はない」としており、話し合いは平行線をたどっているため、日本側の新たな譲歩が決着の要件となっている。

- (18) 1988 年 8 月に 2 年間の時限立法で成立した包括貿易法の条項。不公正な貿易慣行をもつ国に対して厳格な交渉日程を規定し、米通商代表部 (USTR) に制裁の発動権を付与している。74 年通商法 301 条 (貿易相手国の不公正取引慣行への報復) を強化した内容で、貿易赤字拡大にいら立つ米議会の保守的傾向を反映して打ち出された。

同条項は、89 年に日本、インド、ブラジルの 3 カ国に初めて適用され、90 年はインドだけが再適用された。2 年間の時限立法で失効していたが、3 月 3 日にクリントン大統領は、包括貿易法スーパー 301 条を復活する「大統領命令」に署名し、復活した。

- (19) 93 年度第 3 次補正予算が 2 月 23 日に成立し、政府が 2 月 8 日に決定した総額 15 兆 2,500 億円の総合経済対策が本格的に動き出した。建設省をはじめ公共事業執行省庁が今回追加した公共事業も 3 月末までに契約する方針のほか、政府系機関は 24 日、中小企業対策の融資制度を創設する。ただ、公共事業では事業費の 7 割程度が 4 月以降の支払いとなるとみられ、所得税・住民税減税は 6 月以降の実施になる。このため総合経済対策が経済浮揚に結びつくのは、主として 4-6 月期以降になる見通しである。

公共事業には地方自治体の負担分があり、各自治体が負担分を補正予算として地方議会で成立させなくてはならない。自治省などによると、成立時期は 3 月中旬になる自治体が多く、追加事業の契約もその後になる。地方自治体単独の公共事業と公共事業用地の先行取得の追加も 3 月の地方議会に補正予算として提出されるので自治体単独事業の執行などもほとんどが 94 年度にずれ込むことになる。

- (20) 通産省が昨年 1~2 月に実施した内外価格差調査によると、口紅や背広など 8 品目の欧州製ブランド商品の東京での小売価格が欧米の主要都市よりも 6 割以上も高いことが明らかになった。

主要都市の価格比較 (東京 = 100)

品 目	ニューヨーク	ロンドン	パ リ
・欧州製品			
口 紅	49	41	48
香 水	66	54	63
腕 時 計	66	69	74
背 広 服	88	—	59
陶 磁 器	78	52	71
・米国製品			
テニスボール	45	100	88
乳 液	48	53	76

- (21) ちなみに、輸入制限や関税など、米国の貿易保護政策によって米国の消費者が 1990 年にこうむった負担は約 700 億ドル (約 7 兆 8,000 億円) に達していることがワシントンの国際経済研究所の研究成果で明らかになった。関税負担分のほか、輸入制限のために、消費者が自由競争の時より高い価格で購入せざるを得なかった場合の価格差を消費者負担として試算したもので、米国消費者の総負担額は国内総生産 (GDP) の 1% を上回っている。

また、半導体の日米半導体協定で一定価格以上での輸出を日本に義務づけた結果、89年に米国消費者は12億ドルの負担を強いられ、逆に日本の企業は8億ドルの余分な利益を得たことになると試算している。「朝日新聞」1994年1月13日。

#### 〈参考文献〉

- Business Week* [1993] “The Japan that’s Saying NO” October 11.  
 ————— [1993] “Japan’s Slump Grinds on—and on” December 6.  
 ————— [1993] “Japan’s Contrarians: Smiling Through it All” December 13.  
 ————— [1993] “O.K., Back to Work” December 20.  
 ————— [1993] “At last, The Recovery is Coming of Age” December 27.  
 ————— [1994] “The Second year” January 24.
- International Herald Tribune* [1993] “Crisis of Confidence in Japan’s Economy Reaches New Depth” November 13.  
 ————— [1993] “GATT Deal: More Trade Jobs and Growth” December 16.  
 ————— [1993] “For OECD Recovery is Still Around the Corner” December 21.  
 ————— [1993] “Strong Data Point to a Good ’94 for US Economy” December 30.  
 ————— [1994] “Japanese Bank Deeper in Debt than They had Acknowledged” January 5.  
 ————— [1994] “Japan Annoyed by US Threat of Sanctions” January 14.  
 ————— [1994] “For Japan Economy, No Magic Potions” January 17.  
 ————— [1994] “Japan to Take Foreign Bids” January 19.  
 ————— [1994] “U.S. Calls off Sanctions As Japan Yield on Bidding” January 20.  
 ————— [1994] “U.S. Demands that Japan Give Way in Trade Talks” January 24.  
 ————— [1994] “Japanese Leader Unlikely to Bow to U.S. on Trade Talks” January 27.  
 ————— [1994] “U.S. Economic Growth is Fastest in 6 Years” January 27–30.  
 ————— [1994] “Japan Tax Cuts seen as Tonic for Economy” February 4.  
 ————— [1994] “U.S. Talks of other options on Japan” February 5–6.  
 ————— [1994] “Japan’s move on Economy Brings Faint U.S. Applause” February 4.  
 ————— [1994] “A Message for Japan: Clinton Wants Results” February 10.  
 ————— [1994] “Summit Fails to Produce U.S.—Japan Trade Accord” February 12–13.  
 ————— [1994] “Japan Rallies to Hosokawa in Stand off with Clinton” February 14.

- \_\_\_\_\_ [1994] “Dollar Tumbles on Trade Tensions” February 15.
- \_\_\_\_\_ [1994] “U.S. Readies Trade Fight with Targets For Sanction”  
February 16.
- \_\_\_\_\_ [1994] “U.S. Adopts Strategy of Uncertainty to Press Japan”  
February 18.
- \_\_\_\_\_ [1994] “Hosokawa Acts to Placate U.S. on Trade” February 19.
- 沖縄県自由貿易地域管理事務所 [1989] 「OKINAWA Free Trade Zone」
- Japan Industrial Location Center [1992] 『Present Circumstances of Regional Development in  
Japan』
- 「日本経済新聞」 [1992] “動き始めた FAZ” 12月28日
- \_\_\_\_\_ [1993] “外資向け融資拡大” 5月29日
- \_\_\_\_\_ [1993] “テナント不足、つのる不安” 6月8日
- \_\_\_\_\_ [1993] “輸入手続き、大店法見直し” 8月26日
- \_\_\_\_\_ [1993] “通関、輸入促進へ改善” 8月31日
- \_\_\_\_\_ [1993] “外国企業優遇税制” 9月18日
- \_\_\_\_\_ [1993] “日本の黒字世界成長妨げ” 10月1日
- \_\_\_\_\_ [1993] “輸入拡大を公約” 10月3日
- \_\_\_\_\_ [1993] “日本市場の外国製品シェア3、4年で欧米並みに” 10月13日
- \_\_\_\_\_ [1994] “外国製品のG7並みシェア目標でなく尺度” 1月16日
- \_\_\_\_\_ [1994] “輸入拡大策を強化” 1月21日
- \_\_\_\_\_ [1994] “企業誘致、外国勢が頼み” 1月30日
- 通商産業省 [1993] 「今後新たに講じる輸入拡大策の概要」 4月
- \_\_\_\_\_ [1993] 「対日直接投資促進策について」 4月
- 『週刊東洋経済』 [1993] “進出意欲しほみ揺らぐりんくうタウン” 10月30日
- 「日刊工業新聞」 [1993] “平岩りポート内需拡大が最大の狙い” 9月10日
- \_\_\_\_\_ [1993] “外国製品の輸入比率 米、日本の低さを指摘” 10月16日
- \_\_\_\_\_ [1993] “輸入拡大基本方針を採択” 10月8日
- \_\_\_\_\_ [1993] “輸入拡大へ融資拡充” 10月6日
- The Japan Development Bank [1992] 『An Exciting Japan with JDB』
- The North East Finance of Japan [1992] 『Annual Report 1991/1992』
- The Export-Import Bank of Japan [1991] 『Role and Functions』
- \_\_\_\_\_ [1992] 『Annual Report 1992』
- 日本輸出入銀行 [1992] 「製品輸入金融のご案内」
- \_\_\_\_\_ [1992] 『業務報告書』
- 清成忠男編 [1992] 『輸入促進地域の形成方策』財団法人東北事業活性化センター
- 財団法人東北産業活性化センター [1993] 『東北地方におけるFAZ整備の方向』
- 安田信之助 [1979] 「国際収支不均衡調整政策に関する予備的考察」『城西経済学会誌』第19巻第2号
- \_\_\_\_\_ [1981] 「国際貿易と産業保護政策に関する一考察」『城西経済学会誌』第17巻第2号
- \_\_\_\_\_ [1992] 「ハイテク貿易摩擦に関する一考察」『城西経済学会誌』第25巻第1号
- \_\_\_\_\_ [1993] 「内需主導型経済構造への転換と首都圏地方政府の発展計画」梅中雅比古編著『地域の発展と地方財政』所収 白桃書房
- Shinnosuke Yasuda [1989] “A Study on International Trade Imbalance” 『JOSAI KEIZAI-GAKUKAISHI』 Vol.23-3

————— [1993] “International Trade Problems and Japan’s Role in the World Economy” 『*JOSAI UNIVERSITY BULLETIN—THE DEPARTMENT OF ECONOMICS*』 Vol.11-1

(通商産業省, 日本開発銀行, 日本輸出入銀行, 大阪府, 大阪市, 神戸市, 長崎県, 大村市, 福岡県, 北九州市, 愛媛県, アジア太平洋トレードセンターには資料の提供, ヒアリング等で格別のご協力を賜った。記して感謝申し上げる。)